

投資信託説明書  
(請求目論見書)

使用開始日 2024.8.10



# MAXIS

## カーボン・エフィシエント日本株上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。  
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

この目論見書により行う「MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月9日に関東財務局長に提出しており、2024年2月10日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	2
(6)【申込単位】	2
(7)【申込期間】	2
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	3
(11)【振替機関に関する事項】	3
(12)【その他】	3
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	39
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	82
第三部【委託会社等の情報】	83
第1【委託会社等の概況】	83
約款	114

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信（「ファンド」といいます。）

※「MAX I S（マクシス）」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF（上場投資信託）シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高（MAX）の品質」と「お客さまの投資の中心軸（AX I S）」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。

詳細については、委託会社のホームページをご覧ください。

(<https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html>)

当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

■ ESGとは、環境(E<sup>nvironment</sup>)、社会(S<sup>ocial</sup>)、ガバナンス(G<sup>overnance</sup>)の頭文字を取ったものです。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり22,316円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

なお、原則、取得申込受付日の午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。午後3時過ぎに受け付けた取得申込みは翌営業日を取得申込受付日とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAX I S専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。  
当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

取得申込受付日の基準価額とします。

なお、原則、取得申込受付日の午後3時30分までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。午後3時30分過ぎに受け付けた取得申込みは翌営業日を取得申込受付日とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。  
当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

#### (5) 【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

#### (6) 【申込単位】

1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

#### (7) 【申込期間】

2024年2月10日から2025年2月7日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

#### (8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式等を販売会社に引き渡すものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

上記にかかわらず、販売会社が株式等の受渡または支払いの債務について株式会社日本クリアリング機構（「清算機関」といいます。）が負担する場合には、清算機関を通じて、受託会社の指定するフ

ァンド口座に移管または払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

追加信託の限度額は、1兆円相当額です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信		
追加型	内外	その他資産 ( )	ETF	特殊型 ( )
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	( )	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	北米	ファンド・	なし		
中小型株	年6回	欧州			オブ・	
債券	(隔月)	アジア	ファンズ		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア			(S&P/JPX	ショート型/
公債	(毎月)	中南米			カーボン・	絶対収益
社債	日々	アフリカ			エフィシエント	追求型
その他債券	その他	中近東			指数)	その他
クレジット	( )	(中東)				( )
属性		エマージング				
( )						
不動産投信						
その他資産						
( )						
資産複合						
( )						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
		不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の



		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## ファンドの目的

対象指数(S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数)に連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数に連動する成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をS&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに投資を行います。
- 個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- 対象指数との連動を維持するため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことがあります。

### <S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数について>

S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数とは、東証株価指数(TOPIX)に組み入れられている銘柄をユニバースとして、炭素効率性の高い(炭素排出量の少ない)企業のウェイトを高め、炭素効率性の低い(炭素排出量の多い)企業のウェイトを下げることにより、指数全体の炭素排出量の削減を目指す指数です。東証株価指数(TOPIX)と同程度の産業グループ構成比率を維持することにより、東証株価指数(TOPIX)との乖離を抑制します。

S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数は、2009年3月20日の時価総額を100ポイントとして、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスおよび株式会社日本取引所グループが算出・公表しております。<sup>(注1)</sup>

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額(基準時価総額)を修正します。<sup>(注2)</sup>

(注1)算出方法:指数値=当日の時価総額÷基準時価総額×100

(注2)基準時価総額の修正方法:

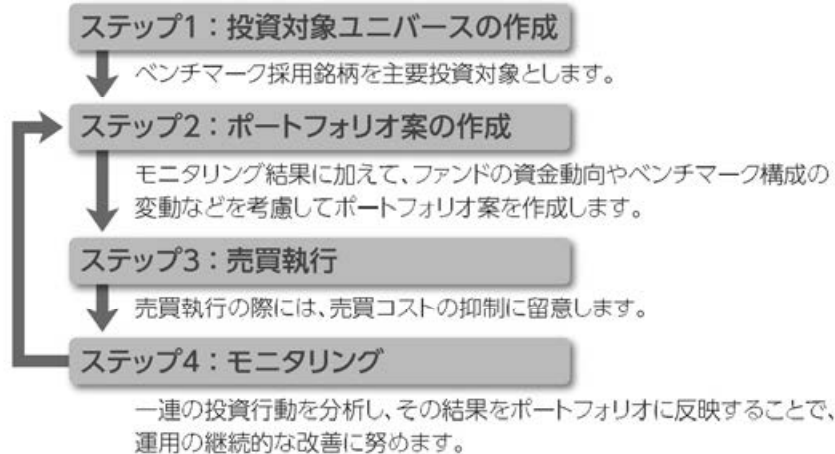
新・基準時価総額

=旧・基準時価総額×(修正日前営業日の時価総額±修正額)÷修正日前営業日の時価総額

### ■「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」をファンドの連動対象指数とした理由

S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数は、日本株の値動きを示す代表的な株価指数である東証株価指数(TOPIX)の構成銘柄を投資ユニバースとし、炭素効率性の高い(売上高当たり炭素排出量の少ない)銘柄の組入比率を高めつつ、東証株価指数(TOPIX)の業種等から大きな偏りがないよう調整されています。株式市場全体の値動きを概ねとらえつつ、気候変動リスクの抑制を期待する投資家に相応しいファンドの連動対象指数として選定しました。

### <運用プロセスのイメージ>



- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 委託会社に関する「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。  
(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)

### ■委託会社のスチュワードシップ方針

委託会社はお客さまから委託された資産の運用を行う立場として、投資先企業が株主利益を考慮して企業価値の向上や持続的な成長を果たすことに資するため、気候変動や人権・ダイバーシティ、ガバナンス体制などの投資先企業におけるESG課題を重視し、企業との「目的を持った対話」や明確な方針のもとでの議決権行使などのスチュワードシップ活動を実施します。

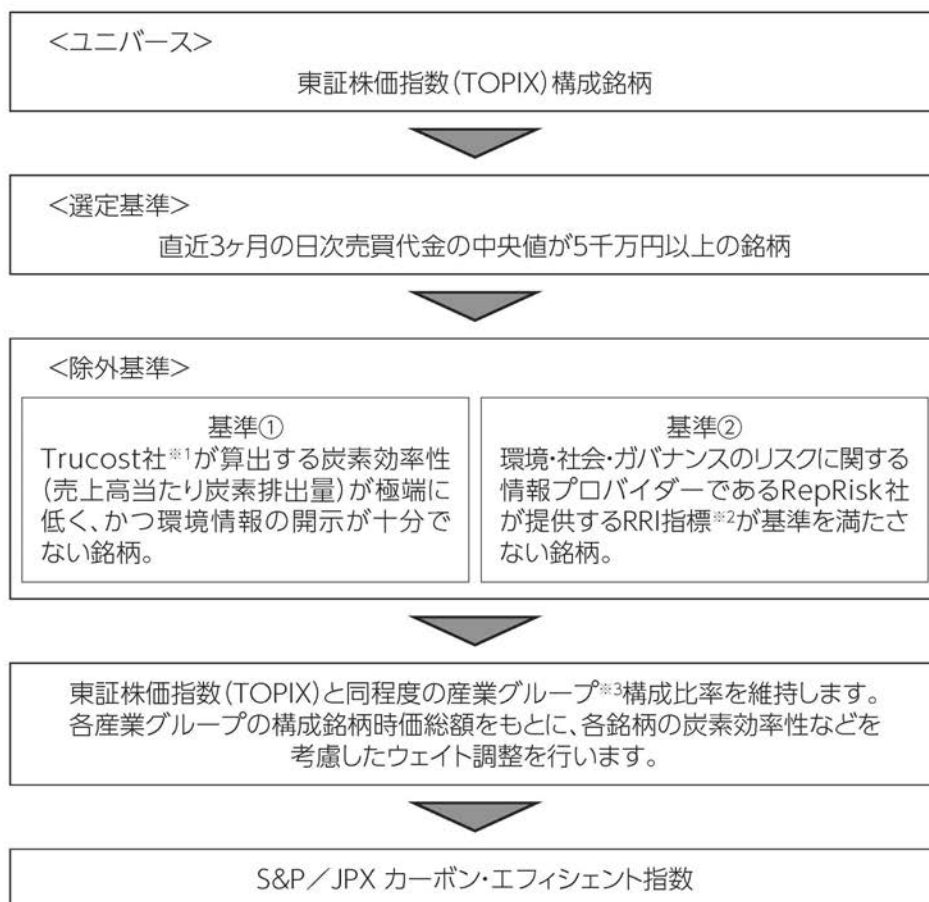
(ご参考)

委託会社のスチュワードシップ活動

<https://www.am.mufg.jp/corp/responsible/stewardshipcode.html>

## 「S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数」について

### ■S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数の構築プロセス

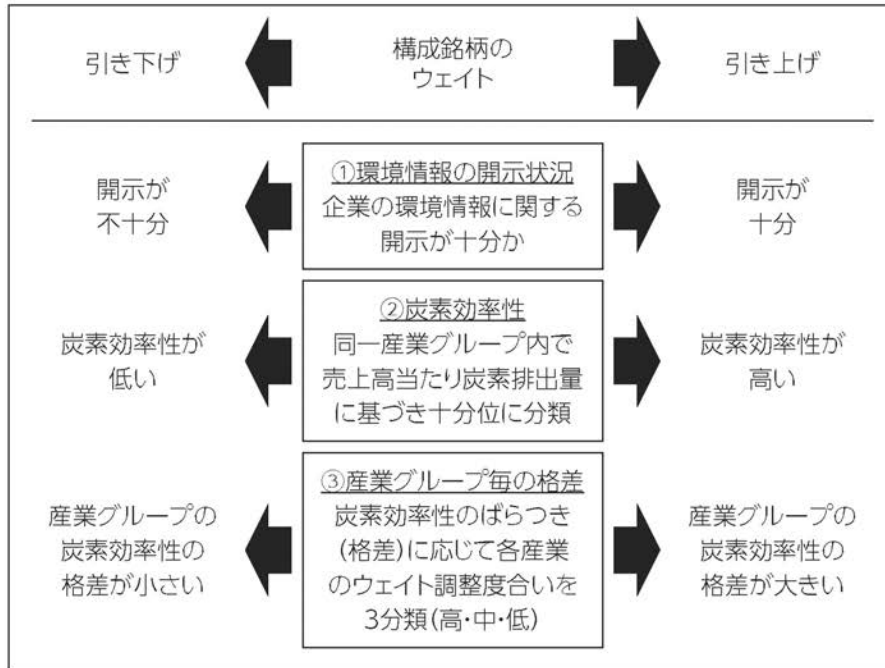


※1 Trucost社はS&Pグローバルの一部門として、炭素排出量など企業全般の環境に関するデータ提供、および気候変動などのESGに関連するリスクの評価・分析等のサービスを提供しています。

※2 RRI指標とは、ESGに関連する幅広い問題(経済的な犯罪、汚職、詐欺、違法な商慣行、人権問題、労働争議、職場の安全性、事故、環境災害など)に関して企業のリスクを分析し指標化したものです。

※3 産業グループは、S&P社が提供する世界産業分類基準(GICS®)に基づいて定められています。

## ■S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数構成銘柄のウェイト調整の考え方



※S&P社及びJPX社の資料を基に三菱UFJアセットマネジメントが作成

- S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数への構成銘柄追加は会社分割を除いて原則毎年のリバランス時のみとなります。また、指数の構成銘柄は、買収、合併、上場廃止、破産、無期限の取引停止の後、または東証株価指数(TOPIX)から除外された場合に、指数から除外されることがあります。
- 各企業の売上高当たり炭素排出量は、各企業の会計年度末から約8ヶ月後に毎年調査されるほか、コーポレート・イベント(合併・買収、会社分割など)や基本データ修正後も必要に応じて更新され、次回の年間リバランス時に適用されます。

※指数構築プロセスやウェイト調整の方法については、今後変更される可能性があります。

## ■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

### 受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

・東京証券取引所(2020年2月6日に新規上場)

### 取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

### 受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。

換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

## ■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・有価証券先物取引等を行うことができます。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### 分配方針

年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(5・11月の各10日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

### 【S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数】の著作権等について

【S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数】(「当指数」)は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJ」)ならびに株式会社JPX総研(以下、「JPX総研」)および株式会社日本取引所グループ(以下「JPX」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標です。また、JPX®はJPX、TOPIXはJPX総研の商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。指数に直接投資することはできません。

ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)、JPX総研またはJPXによって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXのいずれも、ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する当指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものではありません。当指数に関して、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。当指数は三菱UFJアセットマネジメント株式会社またはファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、当指数の決定、構成または計算において三菱UFJアセットマネジメント株式会社またはファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXのいずれも、ファンドの価格および数量、またはファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によってはファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。当指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、当指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。

S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは当指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

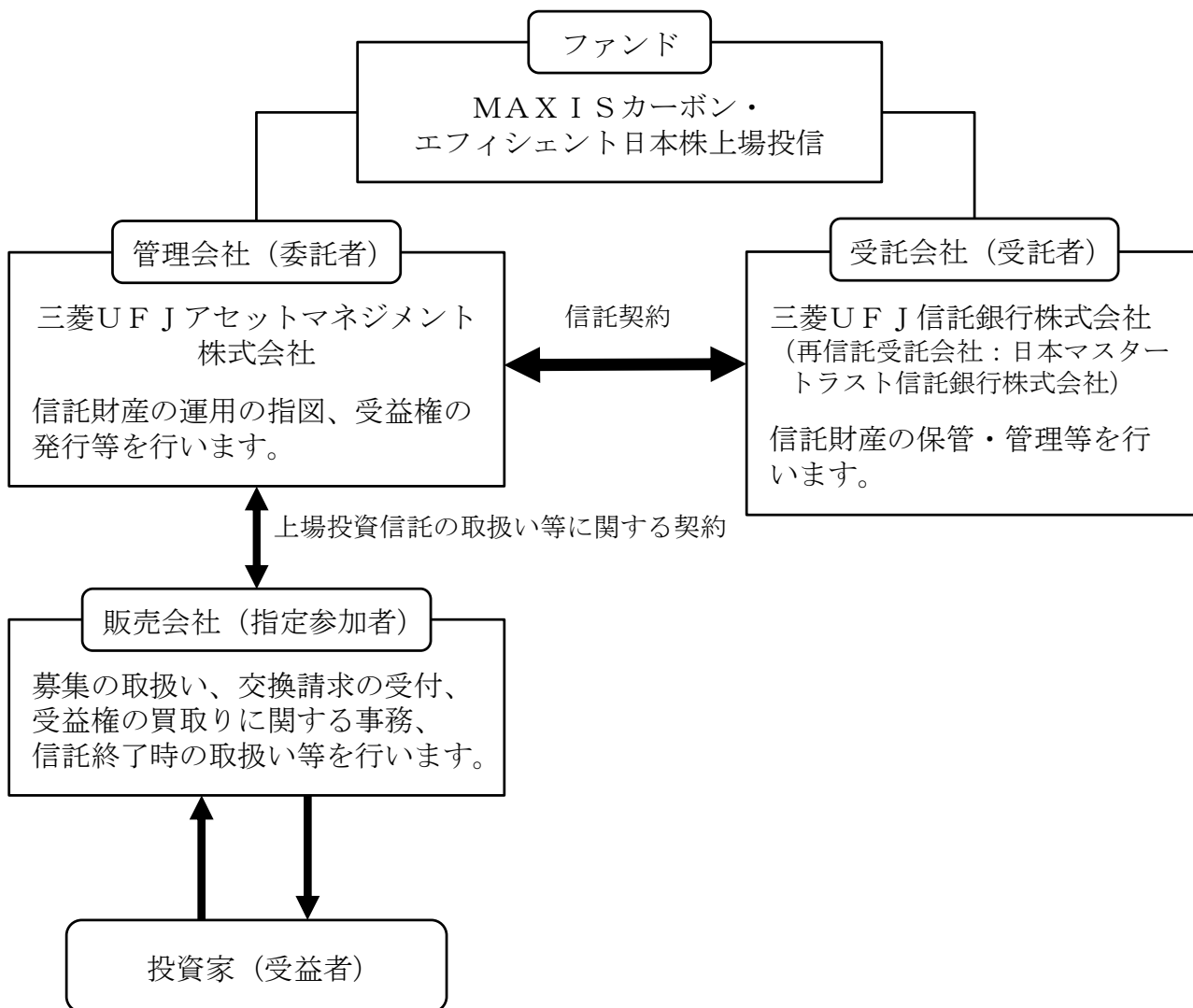
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年2月5日 設定日、信託契約締結、運用開始  
 2020年2月6日 ファンドの受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2024年5月末現在）



- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- ・設立年月日  
1985 年 8 月 1 日
- ・資本金  
2,000 百万円
- ・沿革  
1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015 年 7 月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更  
2023 年 10 月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	211,581 株	100.0%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

- ① S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数に採用されている金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
- ② S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
- ③ 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ④ ②の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
- ⑤ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類  
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。
  1. 有価証券
  2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
    - a. 有価証券先物取引等
  3. 金銭債権
- ② 有価証券の指図範囲  
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 株式（外国または外国の者の発行する株式を含みます。）
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
3. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
4. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1.から3.に該当するものを除きます。）

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

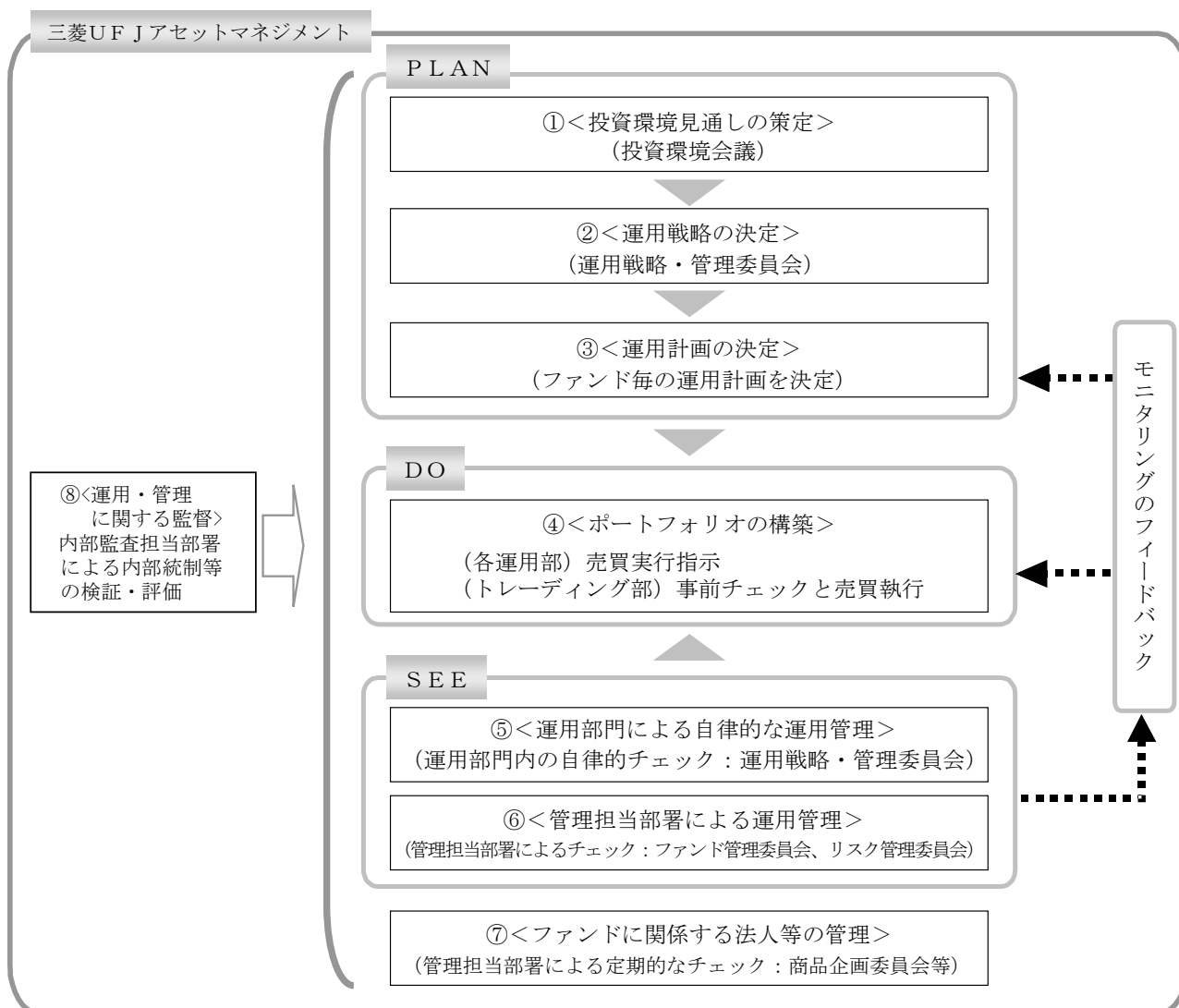
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### ⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

### ⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

### ⑦ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### ⑧運用・管理に關係する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に關係する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に關係する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

## (4) 【分配方針】

毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## (5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

### ①株式

株式への投資割合に制限を設けません。

### ②外貨建資産

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

### ③投資信託証券

投資信託証券への投資は行いません。

### ④信用取引

信用取引の指図は行いません。

### ⑤外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

### ⑥有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

### ⑦資金の借入れ

資金の借入れを行いません。

### ⑧投資する株式の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

### ⑨有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### ⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

### ⑪デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

### ⑫信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### <その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

## 3 【投資リスク】

### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

### 価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

#### ※留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・サステナブル・ファンドでは、投資対象銘柄の選択に E S G 評価を用いているため、E S G 評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ファンドの主要投資対象市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ファンドは、S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率とファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因によりカイ離を生じることがあります。
- ・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

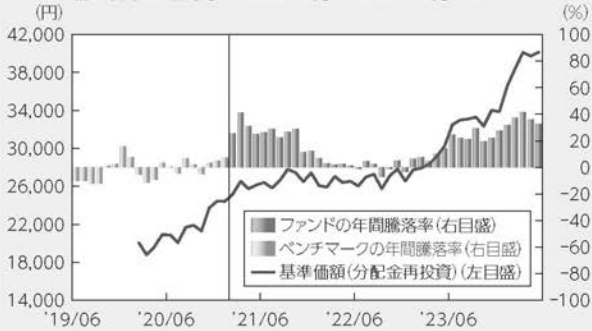
\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

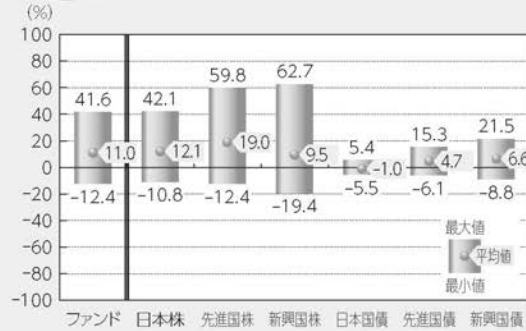
### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2024年5月です。  
ベンチマークの年間騰落率は、2019年6月～2021年1月です。  
基準価額(分配金再投資)は、2020年2月末～2024年5月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年6月末～2024年5月末)  
ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2021年1月以前)の年間騰落率を含みます。



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金（交換）に関する事務手続等です。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、以下の通りです。

- ・ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.1375%（税抜 年 0.125%）以内の率を乗じて得た額となります。

1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	委託会社	受託会社
配分（税抜）	0.097%	0.028%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

（有価証券の貸付の指図を行った場合）

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料の 55%（税抜 50%）以内の額が上記の信託報酬に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は 1：1 の割合となります。

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

- ・信託報酬は日々ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

##### (4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支



弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して 0.00825%（税抜 0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大 0.00825%（税抜 0.0075%）））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。
- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年 0.015%（上限）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

#### （5）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

##### ①個人の受益者に対する課税

###### 1. 受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

###### 2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

###### 3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記 1. と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）、税法上の要件

を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ②法人の受益者に対する課税

### 1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

### 2. 収益分配金の受取り時

15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

### 3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

#### (1)【投資状況】

2024年5月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	2,931,908,110	97.28
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	82,054,482	2.72
純資産総額		3,013,962,592	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

2024年5月31日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	83,160,000	2.76

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

2024年5月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
------	----	-----	----	----	----------	----------	----------	----------	----------

日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	54,900	3,425.00	188,032,500	3,401.00	186,714,900	6.19
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,800	11,710.00	79,628,000	12,895.00	87,686,000	2.91
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	45,500	1,593.00	72,481,500	1,658.00	75,439,000	2.50
日本	株式	日立製作所	電気機器	4,000	14,450.00	57,800,000	16,145.00	64,580,000	2.14
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,800	35,000.00	63,000,000	33,630.00	60,534,000	2.01
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5,700	9,000.00	51,300,000	10,290.00	58,653,000	1.95
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	7,300	6,936.00	50,632,800	7,948.00	58,020,400	1.93
日本	株式	三菱商事	卸売業	15,600	3,385.00	52,806,000	3,303.00	51,526,800	1.71
日本	株式	キーエンス	電気機器	700	70,160.00	49,112,000	70,690.00	49,483,000	1.64
日本	株式	三井物産	卸売業	6,000	7,879.00	47,274,000	7,970.00	47,820,000	1.59
日本	株式	第一三共	医薬品	7,300	5,385.00	39,310,500	5,578.00	40,719,400	1.35
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	5,400	7,260.00	39,204,000	7,410.00	40,014,000	1.33
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	7,000	5,115.00	35,805,000	5,429.00	38,003,000	1.26
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	231,600	162.30	37,588,680	154.30	35,735,880	1.19
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	11,000	3,067.00	33,737,000	3,214.00	35,354,000	1.17
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3,900	7,877.00	30,720,300	9,042.00	35,263,800	1.17
日本	株式	任天堂	その他製品	3,900	7,849.00	30,611,100	8,555.00	33,364,500	1.11
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	18,000	1,736.50	31,257,000	1,769.50	31,851,000	1.06
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	7,400	4,129.00	30,554,600	4,173.00	30,880,200	1.02
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	6,000	4,410.00	26,460,000	4,452.00	26,712,000	0.89
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	13,600	1,953.50	26,567,600	1,887.50	25,670,000	0.85
日本	株式	KDDI	情報・通信業	5,600	4,310.00	24,136,000	4,337.00	24,287,200	0.81
日本	株式	住友商事	卸売業	5,800	4,243.00	24,609,400	4,081.00	23,669,800	0.79
日本	株式	ダイキン工業	機械	1,000	24,685.00	24,685,000	22,945.00	22,945,000	0.76
日本	株式	HOYA	精密機器	1,200	18,100.00	21,720,000	19,060.00	22,872,000	0.76
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	5,200	4,445.00	23,114,000	4,387.00	22,812,400	0.76
日本	株式	三菱電機	電気機器	8,200	2,783.00	22,820,600	2,730.00	22,386,000	0.74
日本	株式	丸紅	卸売業	6,600	3,056.00	20,169,600	3,060.00	20,196,000	0.67
日本	株式	キャノン	電気機器	4,200	4,384.00	18,412,800	4,552.00	19,118,400	0.63
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	9,400	2,026.50	19,049,100	2,028.00	19,063,200	0.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年5月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.04
	鉱業	0.31
	建設業	2.33
	食料品	3.23

	繊維製品	0.38
	パルプ・紙	0.12
	化学	5.56
	医薬品	4.18
	石油・石炭製品	0.67
	ゴム製品	0.18
	ガラス・土石製品	0.33
	鉄鋼	0.20
	非鉄金属	0.73
	金属製品	0.33
	機械	4.50
	電気機器	16.78
	輸送用機器	9.74
	精密機器	2.08
	その他製品	1.89
	電気・ガス業	1.48
	陸運業	2.50
	海運業	0.49
	空運業	0.27
	倉庫・運輸関連業	0.17
	情報・通信業	7.22
	卸売業	7.94
	小売業	3.92
	銀行業	7.69
	証券、商品先物取引業	1.02
	保険業	2.96
	その他金融業	1.12
	不動産業	1.88
	サービス業	5.02
	小計	97.28
合計		97.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

2024年5月31日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物	大阪取引所	TOPIX 24年06月限	買建	3	円	81,870,000	83,160,000	2.76

取引							
----	--	--	--	--	--	--	--

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1口当たりの純資産価額)		東京証券取引所 取引価格
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末日 (2020年5月10日)	685,273,771	693,294,963	19,308	19,534	19,230
第2計算期間末日 (2020年11月10日)	2,102,860,700	2,109,457,949	22,631	22,702	22,650
第3計算期間末日 (2021年5月10日)	2,069,464,815	2,088,836,189	25,853	26,095	25,840
第4計算期間末日 (2021年11月10日)	2,647,013,055	2,662,142,460	26,769	26,922	27,340
第5計算期間末日 (2022年5月10日)	3,163,260,399	3,201,899,868	24,805	25,108	24,555
第6計算期間末日 (2022年11月10日)	3,287,998,223	3,325,107,416	25,784	26,075	25,905
第7計算期間末日 (2023年5月10日)	3,532,887,931	3,575,480,613	27,704	28,038	27,730
第8計算期間末日 (2023年11月10日)	3,969,941,827	4,009,729,003	31,131	31,443	31,050
第9計算期間末日 (2024年5月10日)	2,965,199,709	2,998,421,471	36,237	36,643	36,020
2023年5月末日	3,611,671,814	—	28,322	—	28,550
6月末日	3,882,140,108	—	30,443	—	30,360
7月末日	3,942,038,466	—	30,912	—	30,760
8月末日	3,954,722,193	—	31,012	—	30,880
9月末日	3,979,037,404	—	31,203	—	31,660
10月末日	3,864,645,465	—	30,305	—	29,885
11月末日	4,023,929,446	—	31,555	—	31,580
12月末日	4,007,688,335	—	31,427	—	31,100
2024年1月末日	4,326,938,538	—	33,931	—	33,610
2月末日	4,542,587,764	—	35,622	—	35,690
3月末日	3,044,970,528	—	37,212	—	37,350
4月末日	3,016,435,232	—	36,864	—	36,770
5月末日	3,013,962,592	—	36,833	—	36,770

#### ② 【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	226円00銭
第2計算期間	71円00銭
第3計算期間	242円00銭

第4計算期間	153円00銭
第5計算期間	303円00銭
第6計算期間	291円00銭
第7計算期間	334円00銭
第8計算期間	312円00銭
第9計算期間	406円00銭

### ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△12.46
第2計算期間	17.57
第3計算期間	15.30
第4計算期間	4.13
第5計算期間	△6.20
第6計算期間	5.11
第7計算期間	8.74
第8計算期間	13.49
第9計算期間	17.70

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	35,492	—	35,492
第2計算期間	57,427	—	92,919
第3計算期間	28,820	41,692	80,047
第4計算期間	56,756	37,918	98,885
第5計算期間	28,638	—	127,523
第6計算期間	—	—	127,523
第7計算期間	—	—	127,523
第8計算期間	—	—	127,523
第9計算期間	29,110	74,806	81,827

(注) 解約口数は、交換口数を表示しております。

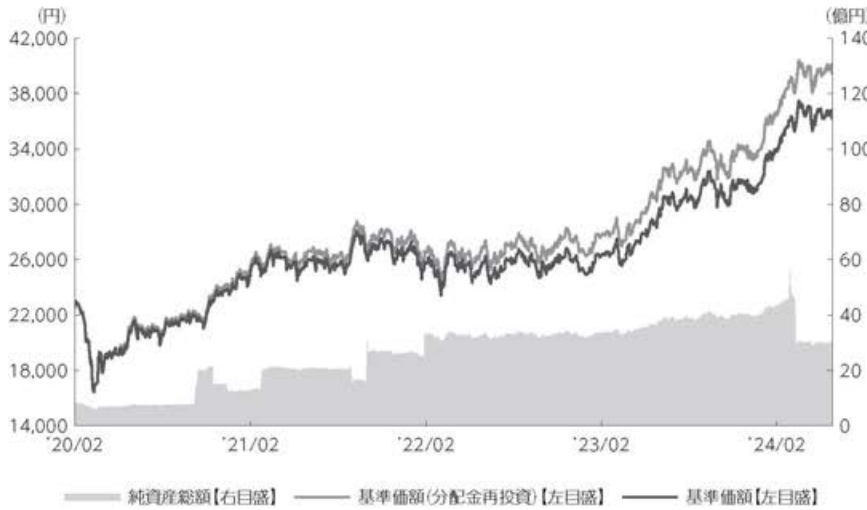
《参考情報》



# 運用実績

2024年5月31日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2020年2月5日(設定日)～2024年5月31日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は22,316(当初元本1口当たり)を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	36,833円
純資産総額	30.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2024年 5月	406円
2023年 11月	312円
2023年 5月	334円
2022年 11月	291円
2022年 5月	303円
2021年 11月	153円
設定来累計	2,338円

•分配金は1口当たり、税引前

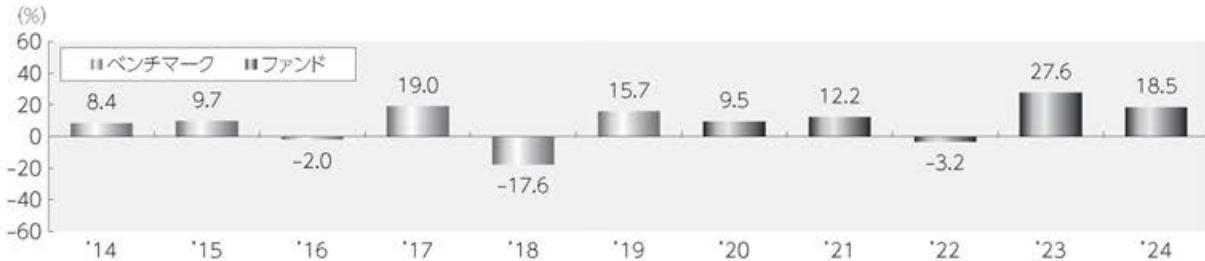
## ■主要な資産の状況

組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
1 電気機器	16.8%	1 トヨタ自動車	輸送用機器	6.2%
2 輸送用機器	9.7%	2 ソニーグループ	電気機器	2.9%
3 卸売業	7.9%	3 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.5%
4 銀行業	7.7%	4 日立製作所	電気機器	2.1%
5 情報・通信業	7.2%	5 東京エレクトロン	電気機器	2.0%
6 化学	5.6%	6 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.9%
7 サービス業	5.0%	7 リクルートホールディングス	サービス業	1.9%
8 機械	4.5%	8 三菱商事	卸売業	1.7%
9 医薬品	4.2%	9 キーエンス	電気機器	1.6%
10 小売業	3.9%	10 三井物産	卸売業	1.6%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	2.8%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は設定日から年末までの、2024年は年初から5月31日までの収益率を表示
- 2019年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ①申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には取得申込みができません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 1. から5. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、1. から6. に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市場動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受け付けを行うことができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

原則、取得申込受付日の午後3時30分までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には取得申込みができません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 1. から5. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、1. から6. に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市場動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受け付けを行うことができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### ②申込単位

1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会



社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

### ③ 申込価額

取得申込受付日の基準価額

### ④ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### ⑤ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位（ユニット）および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

### ⑥ 申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

### ⑦ 申込方法

取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。なお、この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の取得申込みに対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

※当該申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

### ⑧ 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向

や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付けを中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

### ①解約の受付

解約の請求はできません。（受託会社が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）

### ②交換の受付

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の午後3時までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には交換請求ができません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 1. から5. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、1. から6. に定める日の交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付けを行うことができます。

受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の午後3時30分までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には交換請求ができません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 1. から5. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、1. から6. に定める日の交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、

市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受け付けを行うことができます。

受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

### ③交換の方法

受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

※交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社はその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

※受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。

### ④交換単位等

委託会社が定める一定口数（「交換請求口数」といいます。）

交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

### ⑤交換手数料

販売会社が定める額

交換手数料は販売会社にご確認ください。

### ⑥交付有価証券

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。

### ⑦交換請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受け付けを取り消すことができます。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。

### ⑧買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、午後3時までに受け付けた請求につ

いては当日を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取を行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとします。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、午後3時30分までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取を行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとします。

※詳しくは販売会社にご確認ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価

額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。)

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(2020年2月5日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年5月11日から11月10日および11月11日から翌年5月10日まで

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

・受益権の口数が5万口を下回ることとなったとき

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合によりファンドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとします。

## ②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

## ③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

## ④金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

## ⑤反対者の買取請求権

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

## ⑥関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

## ⑦運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書（全体版）の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑨受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑩信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑪公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録<sup>(注)</sup>されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注) 受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものと

します。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

## （2）償還金に対する受領権

受益者<sup>(注)</sup>は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

（注）受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。

償還金は、原則として、受託会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から信託終了時受益者に対して支払います。信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。



### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2023 年 11 月 11 日から 2024 年 5 月 10 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年7月17日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 久保 直毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信の2023年11月11日から2024年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信の2024年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 2023年11月10日現在 ]	第9期 [ 2024年5月10日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	77,782,419	79,680,481
株式	3,875,932,680	2,885,286,840
派生商品評価勘定	-	1,372,350
未収入金	16,407,478	1,477,004
未収配当金	36,067,337	29,356,782
未収利息	-	139
前払金	650,000	-
差入委託証拠金	6,368,131	5,426,710
流動資産合計	4,013,208,045	3,002,600,306
資産合計	4,013,208,045	3,002,600,306
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	242,200	-
前受金	-	1,052,000
未払金	61,100	-
未払収益分配金	39,787,176	33,221,762
未払受託者報酬	598,646	588,948
未払委託者報酬	2,073,793	2,040,239
未払利息	40	-
その他未払費用	503,263	497,648
流動負債合計	43,266,218	37,400,597
負債合計	43,266,218	37,400,597
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,845,803,268	1,826,051,332
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,124,138,559	1,139,148,377
(分配準備積立金)	104,434	79,641
元本等合計	3,969,941,827	2,965,199,709
純資産合計	3,969,941,827	2,965,199,709
負債純資産合計	4,013,208,045	3,002,600,306

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第8期 自 2023年5月11日	第9期 自 2023年11月11日
---------------------	----------------------

至 2023年11月10日

至 2024年5月10日

営業収益		
受取配当金	42,965,014	36,318,055
受取利息	599	8,103
有価証券売買等損益	423,357,427	594,933,595
派生商品取引等損益	13,708,450	16,852,650
その他収益	22,427	9,358
営業収益合計	480,053,917	648,121,761
営業費用		
支払利息	29,240	3,727
受託者報酬	598,646	588,948
委託者報酬	2,073,793	2,040,239
その他費用	511,166	505,633
営業費用合計	3,212,845	3,138,547
営業利益又は営業損失(△)	476,841,072	644,983,214
経常利益又は経常損失(△)	476,841,072	644,983,214
当期純利益又は当期純損失(△)	476,841,072	644,983,214
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額(△)	-	-
期首剰余金又は期首欠損金(△)	687,084,663	1,124,138,559
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	400,146,060
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	400,146,060
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	996,897,694
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	996,897,694
分配金	39,787,176	33,221,762
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,124,138,559	1,139,148,377

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 [2023年11月10日現在]	第9期 [2024年5月10日現在]
1. 期首元本額	2,845,803,268円	2,845,803,268円
期中追加設定元本額	—円	649,618,760円
期中一部交換元本額	—円	1,669,370,696円
2. 受益権の総数	127,523口	81,827口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 8 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2023 年 11 月 10 日			第 9 期 自 2023 年 11 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日		
1. その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。			1. その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。		
2. 分配金の計算過程			2. 分配金の計算過程		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	42,958,800 円	当期配当等収益額	A	36,331,789 円
分配準備積立金額	B	116,415 円	分配準備積立金額	B	104,434 円
配当等収益合計額	C=A+B	43,075,215 円	配当等収益合計額	C=A+B	36,436,223 円
経費	D	3,183,605 円	経費	D	3,134,820 円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	39,891,610 円	当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	33,301,403 円
収益分配金金額	F	39,787,176 円	収益分配金金額	F	33,221,762 円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	104,434 円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	79,641 円
当ファンドの期末残存口数	H	127,523 口	当ファンドの期末残存口数	H	81,827 口
1 口当たり分配金額	I=F/H	312 円	1 口当たり分配金額	I=F/H	406 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 8 期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2023 年 11 月 10 日	第 9 期 自 2023 年 11 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング</p>	同左

等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [2023年11月10日現在]	第9期 [2024年5月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	第8期 [2023年11月10日現在]	第9期 [2024年5月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	380,072,090	321,543,451
合計	380,072,090	321,543,451

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

##### 株式関連

##### 第8期 [2023年11月10日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	93,720,000	—	93,480,000	△240,000
合計		93,720,000	—	93,480,000	△240,000

##### 第9期 [2024年5月10日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				

	買建	80,496,000	—	81,870,000	1,374,000
	合計	80,496,000	—	81,870,000	1,374,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期 [2023年11月10日現在]	第9期 [2024年5月10日現在]
1口当たり純資産額	31,131円	36,237円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1332	ニッセイ	1,100	964.60	1,061,060	
1333	マルハニチロ	100	3,367.00	336,700	
1514	住石ホールディングス	100	1,217.00	121,700	
1515	日鉄鉱業	100	4,825.00	482,500	
1605	I N P E X	3,100	2,424.00	7,514,400	
1662	石油資源開発	200	6,690.00	1,338,000	
1414	ショーボンドホールディングス	200	6,141.00	1,228,200	
1417	ミライト・ワン	300	1,983.50	595,050	
1419	タマホーム	100	4,440.00	444,000	
1719	安藤・間	800	1,157.00	925,600	
1720	東急建設	400	805.00	322,000	
1721	コムシスホールディングス	400	3,588.00	1,435,200	
1726	ビーアールホールディングス	200	360.00	72,000	
1762	高松コンストラクショングループ	100	2,786.00	278,600	
1786	オリエンタル白石	400	382.00	152,800	



1801	大成建設	1,000	5,999.00	5,999,000	
1802	大林組	3,400	1,760.00	5,984,000	
1803	清水建設	2,900	1,042.00	3,021,800	
1805	飛島建設	100	1,415.00	141,500	
1808	長谷工コーポレーション	900	1,925.00	1,732,500	
1812	鹿島建設	1,700	3,020.00	5,134,000	
1813	不動テトラ	100	2,203.00	220,300	
1815	鉄建建設	100	2,836.00	283,600	
1820	西松建設	200	4,652.00	930,400	
1821	三井住友建設	800	397.00	317,600	
1826	佐田建設	100	713.00	71,300	
1833	奥村組	100	4,955.00	495,500	
1835	東鉄工業	200	3,065.00	613,000	
1852	浅沼組	100	3,670.00	367,000	
1860	戸田建設	1,300	1,065.00	1,384,500	
1861	熊谷組	100	4,215.00	421,500	
1870	矢作建設工業	100	1,501.00	150,100	
1871	ピーエス三菱	100	1,005.00	100,500	
1873	日本ハウスホールディングス	200	312.00	62,400	
1879	新日本建設	100	1,598.00	159,800	
1884	日本道路	100	1,911.00	191,100	
1885	東亜建設工業	400	1,077.00	430,800	
1887	日本国土開発	300	521.00	156,300	
1888	若築建設	100	3,375.00	337,500	
1890	東洋建設	300	1,353.00	405,900	
1893	五洋建設	1,100	799.70	879,670	
1898	世紀東急工業	100	1,650.00	165,000	
1911	住友林業	100	5,898.00	589,800	
1921	巴コーポレーション	100	710.00	71,000	
1925	大和ハウス工業	2,300	4,275.00	9,832,500	
1926	ライト工業	200	2,127.00	425,400	
1928	積水ハウス	3,400	3,638.00	12,369,200	
1929	日特建設	100	1,135.00	113,500	
1934	ユアテック	200	1,544.00	308,800	
1938	日本リーテック	100	1,308.00	130,800	
1941	中電工	200	3,110.00	622,000	

1942	関電工	600	1,883.00	1,129,800	
1944	きんでん	500	3,054.00	1,527,000	
1945	東京エネシス	100	1,294.00	129,400	
1949	住友電設	100	3,700.00	370,000	
1950	日本電設工業	100	2,079.00	207,900	
1951	エクシオグループ	900	1,730.50	1,557,450	
1952	新日本空調	100	3,870.00	387,000	
1959	九電工	200	6,567.00	1,313,400	
1961	三機工業	200	2,237.00	447,400	
1963	日揮ホールディングス	700	1,377.50	964,250	
1968	太平電業	100	4,285.00	428,500	
1969	高砂熱学工業	200	5,340.00	1,068,000	
1976	明星工業	100	1,299.00	129,900	
1979	大気社	100	4,860.00	486,000	
1980	ダイダン	100	3,140.00	314,000	
1982	日比谷総合設備	100	2,990.00	299,000	
5074	テスホールディングス	100	439.00	43,900	
5076	インフロニア・ホールディングス	800	1,398.00	1,118,400	
6330	東洋エンジニアリング	100	913.00	91,300	
6379	レイズネクスト	100	2,088.00	208,800	
2002	日清製粉グループ本社	400	2,091.00	836,400	
2109	DM三井製糖ホールディングス	100	3,030.00	303,000	
2201	森永製菓	300	2,642.00	792,600	
2206	江崎グリコ	200	4,145.00	829,000	
2212	山崎製パン	500	3,541.00	1,770,500	
2220	亀田製菓	100	4,035.00	403,500	
2222	寿スピリッツ	500	1,711.50	855,750	
2229	カルビー	400	3,232.00	1,292,800	
2264	森永乳業	100	3,212.00	321,200	
2267	ヤクルト本社	400	3,136.00	1,254,400	
2269	明治ホールディングス	800	3,458.00	2,766,400	
2270	雪印メグミルク	100	2,597.00	259,700	
2282	日本ハム	100	4,989.00	498,900	
2501	サッポロホールディングス	400	5,651.00	2,260,400	
2502	アサヒグループホールディングス	2,100	5,483.00	11,514,300	
2503	キリンホールディングス	5,100	2,297.00	11,714,700	

2531	宝ホールディングス	700	1,075.50	752,850
2533	オエノンホールディングス	100	347.00	34,700
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	900	1,959.50	1,763,550
2587	サントリー食品インターナショナル	900	5,227.00	4,704,300
2590	ダイドーグループホールディングス	100	2,731.00	273,100
2593	伊藤園	300	3,806.00	1,141,800
2594	キーコーヒー	100	2,036.00	203,600
2602	日清オイリオグループ	100	5,070.00	507,000
2607	不二製油グループ本社	100	2,393.00	239,300
2801	キッコーマン	2,500	1,834.00	4,585,000
2802	味の素	1,200	6,089.00	7,306,800
2809	キューピー	400	3,212.00	1,284,800
2810	ハウス食品グループ本社	200	2,964.00	592,800
2811	カゴメ	400	3,962.00	1,584,800
2815	アリアケジャパン	100	5,400.00	540,000
2871	ニチレイ	400	3,919.00	1,567,600
2875	東洋水産	300	11,505.00	3,451,500
2897	日清食品ホールディングス	800	4,302.00	3,441,600
2908	フジッコ	100	1,882.00	188,200
2914	日本たばこ産業	6,000	4,410.00	26,460,000
2929	ファーマフーズ	100	880.00	88,000
2931	ユーグレナ	100	508.00	50,800
2933	紀文食品	100	1,156.00	115,600
4526	理研ビタミン	100	2,607.00	260,700
3001	片倉工業	100	1,922.00	192,200
3101	東洋紡	500	1,126.00	563,000
3202	ダイトウボウ	100	106.00	10,600
3401	帝人	1,500	1,578.00	2,367,000
3402	東レ	6,600	719.40	4,748,040
3591	ワコールホールディングス	100	3,498.00	349,800
3593	ホギメディカル	100	3,890.00	389,000
3608	T S I ホールディングス	300	915.00	274,500
3612	ワールド	100	2,113.00	211,300
8016	オンワードホールディングス	500	620.00	310,000
8107	キムラタン	100	17.00	1,700

8111	ゴールドウイン	100	9,312.00	931,200
8114	デサント	200	3,575.00	715,000
3861	王子ホールディングス	200	615.50	123,100
3863	日本製紙	500	1,109.00	554,500
3864	三菱製紙	100	598.00	59,800
3865	北越コーポレーション	800	1,340.00	1,072,000
3880	大王製紙	400	1,139.50	455,800
3941	レンゴー	1,000	1,073.00	1,073,000
3946	トーモク	100	2,814.00	281,400
3950	ザ・パック	100	3,865.00	386,500
2930	北の達人コーポレーション	400	179.00	71,600
3405	クラレ	1,500	1,730.50	2,595,750
3407	旭化成	9,100	1,074.00	9,773,400
4004	レゾナック・ホールディングス	1,000	3,619.00	3,619,000
4005	住友化学	7,900	338.40	2,673,360
4008	住友精化	100	5,010.00	501,000
4021	日産化学	700	5,512.00	3,858,400
4023	クレハ	300	2,828.00	848,400
4027	テイカ	100	1,538.00	153,800
4028	石原産業	200	1,843.00	368,600
4041	日本曹達	100	5,850.00	585,000
4042	東ソー	100	2,220.50	222,050
4044	セントラル硝子	100	2,785.00	278,500
4045	東亜合成	400	1,621.00	648,400
4046	大阪ソーダ	100	8,890.00	889,000
4047	関東電化工業	200	1,029.00	205,800
4061	デンカ	400	2,301.50	920,600
4063	信越化学工業	500	5,801.00	2,900,500
4078	堺化学工業	100	2,040.00	204,000
4082	第一稀元素化学工業	200	908.00	181,600
4088	エア・ウォーター	1,100	2,351.50	2,586,650
4091	日本酸素ホールディングス	900	4,700.00	4,230,000
4095	日本パーカライジング	600	1,200.00	720,000
4099	四国化成ホールディングス	100	1,854.00	185,400
4114	日本触媒	500	1,517.50	758,750
4116	大日精化工業	100	2,987.00	298,700

4118	カネカ	300	4,147.00	1,244,100	
4182	三菱瓦斯化学	700	2,870.00	2,009,000	
4183	三井化学	800	4,508.00	3,606,400	
4185	J S R	1,200	4,337.00	5,204,400	
4186	東京応化工業	800	4,308.00	3,446,400	
4187	大阪有機化学工業	100	3,260.00	326,000	
4188	三菱ケミカルグループ	6,800	907.30	6,169,640	
4189	KHネオケム	200	2,284.00	456,800	
4202	ダイセル	1,200	1,589.00	1,906,800	
4203	住友ベークライト	400	4,616.00	1,846,400	
4204	積水化学工業	300	2,260.00	678,000	
4205	日本ゼオン	500	1,525.00	762,500	
4206	アイカ工業	300	3,450.00	1,035,000	
4212	積水樹脂	100	2,577.00	257,700	
4215	タキロンシーアイ	400	739.00	295,600	
4216	旭有機材	100	5,020.00	502,000	
4220	リケンテクノス	200	970.00	194,000	
4221	大倉工業	100	3,135.00	313,500	
4228	積水化成成品工業	200	453.00	90,600	
4249	森六ホールディングス	100	2,708.00	270,800	
4251	恵和	100	1,162.00	116,200	
4272	日本化薬	1,300	1,334.00	1,734,200	
4275	カーリットホールディングス	200	1,143.00	228,600	
4362	日本精化	100	2,580.00	258,000	
4368	扶桑化学工業	100	4,190.00	419,000	
4401	ADEKA	500	3,426.00	1,713,000	
4403	日油	1,200	2,114.50	2,537,400	
4406	新日本理化	100	176.00	17,600	
4410	ハリマ化成グループ	100	894.00	89,400	
4452	花王	2,100	6,939.00	14,571,900	
4471	三洋化成工業	100	4,105.00	410,500	
4611	大日本塗料	200	1,111.00	222,200	
4612	日本ペイントホールディングス	8,700	1,101.00	9,578,700	
4613	関西ペイント	1,500	2,082.50	3,123,750	
4617	中国塗料	300	1,919.00	575,700	
4620	藤倉化成	200	466.00	93,200	

4626	太陽ホールディングス	100	3,170.00	317,000	
4631	D I C	600	2,983.00	1,789,800	
4633	サカタインクス	400	1,580.00	632,000	
4634	a r t i e n c e	300	3,025.00	907,500	
4901	富士フイルムホールディングス	4,300	3,352.00	14,413,600	
4911	資生堂	2,100	4,510.00	9,471,000	
4912	ライオン	1,000	1,320.50	1,320,500	
4914	高砂香料工業	100	3,720.00	372,000	
4917	マンダム	200	1,349.00	269,800	
4919	ミルボン	100	3,194.00	319,400	
4921	ファンケル	400	2,020.50	808,200	
4922	コーセー	200	10,090.00	2,018,000	
4923	コタ	100	1,432.00	143,200	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	600	1,409.00	845,400	
4928	ノエビアホールディングス	100	5,210.00	521,000	
4951	エステー	100	1,531.00	153,100	
4956	コニシ	600	1,310.00	786,000	
4958	長谷川香料	300	3,040.00	912,000	
4968	荒川化学工業	100	1,095.00	109,500	
4971	メック	100	3,850.00	385,000	
4974	タカラバイオ	100	1,025.00	102,500	
4975	J C U	200	3,695.00	739,000	
4977	新田ゼラチン	100	718.00	71,800	
4980	デクセリアルズ	200	5,898.00	1,179,600	
4985	アース製薬	100	4,530.00	453,000	
4992	北興化学工業	100	1,689.00	168,900	
4996	クミアイ化学工業	500	821.00	410,500	
4997	日本農薬	300	744.00	223,200	
5142	アキレス	100	1,608.00	160,800	
5208	有沢製作所	100	1,588.00	158,800	
6988	日東電工	1,100	12,470.00	13,717,000	
7888	三光合成	100	715.00	71,500	
7908	きもと	100	209.00	20,900	
7917	藤森工業	100	4,200.00	420,000	
7925	前澤化成工業	100	1,736.00	173,600	
7942	J S P	100	2,250.00	225,000	

7947	エフピコ	300	2,654.50	796,350
7958	天馬	100	2,292.00	229,200
7970	信越ポリマー	300	1,589.00	476,700
7971	東リ	100	392.00	39,200
7988	ニフコ	300	3,888.00	1,166,400
7995	バルカー	100	4,525.00	452,500
8113	ユニ・チャーム	600	5,014.00	3,008,400
4151	協和キリン	1,000	2,669.50	2,669,500
4502	武田薬品工業	7,400	4,129.00	30,554,600
4503	アステラス製薬	7,200	1,527.50	10,998,000
4506	住友ファーマ	700	407.00	284,900
4507	塩野義製薬	500	7,489.00	3,744,500
4516	日本新薬	100	4,423.00	442,300
4519	中外製薬	2,600	4,946.00	12,859,600
4521	科研製薬	100	3,520.00	352,000
4523	エーザイ	1,000	6,793.00	6,793,000
4527	ロート製薬	800	3,210.00	2,568,000
4528	小野薬品工業	1,700	2,293.50	3,898,950
4530	久光製薬	100	3,823.00	382,300
4536	参天製薬	1,500	1,632.00	2,448,000
4540	ツムラ	100	4,392.00	439,200
4547	キッセイ薬品工業	100	3,185.00	318,500
4548	生化学工業	100	738.00	73,800
4549	栄研化学	200	2,041.00	408,200
4552	JCRファーマ	200	798.00	159,600
4553	東和薬品	100	2,777.00	277,700
4559	ゼリア新薬工業	100	2,001.00	200,100
4565	ネクセラファーマ	200	1,496.00	299,200
4568	第一三共	7,300	5,385.00	39,310,500
4569	杏林製薬	100	1,829.00	182,900
4574	大幸薬品	100	356.00	35,600
4578	大塚ホールディングス	700	6,586.00	4,610,200
4587	ペプチドリーム	200	1,962.00	392,400
4886	あすか製薬ホールディングス	100	2,083.00	208,300
4887	サワイグループホールディングス	100	5,800.00	580,000
3315	日本コークス工業	600	126.00	75,600

5011	ニチレキ	100	2,395.00	239,500
5017	富士石油	100	472.00	47,200
5019	出光興産	4,300	1,066.50	4,585,950
5020	E N E O Sホールディングス	16,000	719.60	11,513,600
5021	コスモエネルギーホールディングス	300	8,158.00	2,447,400
5101	横浜ゴム	100	4,087.00	408,700
5105	TOYO TIRE	100	2,922.00	292,200
5108	ブリヂストン	500	6,884.00	3,442,000
5110	住友ゴム工業	200	1,900.00	380,000
5122	オカモト	100	4,785.00	478,500
5192	三ツ星ベルト	100	4,645.00	464,500
5195	バンドー化学	100	1,764.00	176,400
5201	A G C	400	5,514.00	2,205,600
5202	日本板硝子	200	523.00	104,600
5214	日本電気硝子	200	3,583.00	716,600
5269	日本コンクリート工業	100	415.00	41,500
5273	三谷セキサン	100	5,390.00	539,000
5288	アジアパイルホールディングス	100	890.00	89,000
5301	東海カーボン	100	971.00	97,100
5332	TOTO	500	4,061.00	2,030,500
5333	日本碍子	500	2,094.50	1,047,250
5334	日本特殊陶業	100	4,856.00	485,600
5351	品川リフラクトリーズ	100	1,880.00	188,000
5352	黒崎播磨	100	3,300.00	330,000
5357	ヨータイ	100	1,510.00	151,000
5363	東京窯業	100	476.00	47,600
5384	フジミインコーポレーテッド	300	3,535.00	1,060,500
5393	ニチアス	200	4,290.00	858,000
5401	日本製鉄	200	3,310.00	662,000
5406	神戸製鋼所	200	1,982.50	396,500
5411	J F Eホールディングス	100	2,314.00	231,400
5444	大和工業	200	8,606.00	1,721,200
5461	中部鋼鈹	100	2,622.00	262,200
5463	丸一鋼管	300	3,936.00	1,180,800
5471	大同特殊鋼	600	1,626.00	975,600
5481	山陽特殊製鋼	100	2,226.00	222,600



5482	愛知製鋼	100	3,690.00	369,000	
5702	大紀アルミニウム工業所	100	1,344.00	134,400	
5703	日本軽金属ホールディングス	300	1,880.00	564,000	
5706	三井金属鉱業	300	5,073.00	1,521,900	
5707	東邦亜鉛	100	1,047.00	104,700	
5713	住友金属鉱山	1,800	4,944.00	8,899,200	
5714	DOWAホールディングス	300	5,915.00	1,774,500	
5715	古河機械金属	100	1,969.00	196,900	
5721	エス・サイエンス	800	22.00	17,600	
5727	東邦チタニウム	200	1,256.00	251,200	
5741	UACJ	200	4,960.00	992,000	
5801	古河電気工業	200	3,532.00	706,400	
5802	住友電気工業	800	2,418.00	1,934,400	
5803	フジクラ	800	2,832.00	2,265,600	
5805	SWCC	100	4,265.00	426,500	
5809	タツタ電線	200	717.00	143,400	
5857	AREホールディングス	600	1,984.00	1,190,400	
3433	トーカロ	100	1,954.00	195,400	
3436	SUMCO	600	2,591.00	1,554,600	
3445	RS Technologies	100	3,245.00	324,500	
5901	東洋製罐グループホールディングス	600	2,428.50	1,457,100	
5911	横河ブリッジホールディングス	100	2,901.00	290,100	
5929	三和ホールディングス	300	2,708.00	812,400	
5930	文化シヤッター	300	1,742.00	522,600	
5932	三協立山	100	845.00	84,500	
5933	アルインコ	100	1,096.00	109,600	
5938	LIXIL	1,400	1,817.00	2,543,800	
5943	ノーリツ	100	1,773.00	177,300	
5947	リンナイ	100	3,822.00	382,200	
5959	岡部	100	787.00	78,700	
5975	東プレ	200	2,498.00	499,600	
5976	高周波熱錬	200	1,115.00	223,000	
5981	東京製綱	100	1,449.00	144,900	
5985	サンコール	100	470.00	47,000	
5986	モリテック スチール	100	241.00	24,100	
5991	日本発條	100	1,644.00	164,400	

8155	三益半導体工業	100	3,695.00	369,500	
5631	日本製鋼所	100	3,893.00	389,300	
6005	三浦工業	300	2,569.00	770,700	
6013	タクマ	200	1,976.00	395,200	
6101	ツガミ	200	1,445.00	289,000	
6103	オークマ	100	7,236.00	723,600	
6104	芝浦機械	100	3,615.00	361,500	
6113	アマダ	1,200	1,760.50	2,112,600	
6118	アイダエンジニアリング	200	905.00	181,000	
6134	F U J I	400	2,795.00	1,118,000	
6135	牧野フライス製作所	100	6,460.00	646,000	
6136	オーエスジー	200	2,033.00	406,600	
6140	旭ダイヤモンド工業	100	950.00	95,000	
6141	DMG森精機	400	4,668.00	1,867,200	
6143	ソディック	200	743.00	148,600	
6146	ディスコ	200	50,880.00	10,176,000	
6222	島精機製作所	100	1,439.00	143,900	
6235	オプトラン	100	2,005.00	200,500	
6238	フリーユ	100	1,215.00	121,500	
6240	ヤマシンフィルタ	200	420.00	84,000	
6250	やまびこ	100	2,121.00	212,100	
6254	野村マイクロ・サイエンス	100	5,260.00	526,000	
6262	P E G A S U S	100	523.00	52,300	
6268	ナブテスコ	300	2,858.00	857,400	
6269	三井海洋開発	100	3,335.00	333,500	
6272	レオン自動機	100	1,524.00	152,400	
6273	SMC	100	84,330.00	8,433,000	
6282	オイレス工業	100	2,293.00	229,300	
6289	技研製作所	100	1,972.00	197,200	
6293	日精樹脂工業	100	1,143.00	114,300	
6301	小松製作所	3,900	4,632.00	18,064,800	
6302	住友重機械工業	300	4,432.00	1,329,600	
6305	日立建機	300	4,514.00	1,354,200	
6306	日工	100	743.00	74,300	
6310	井関農機	100	1,038.00	103,800	
6315	T O W A	100	11,130.00	1,113,000	

6326	クボタ	2,500	2,479.00	6,197,500
6332	月島ホールディングス	100	1,448.00	144,800
6333	帝国電機製作所	100	2,500.00	250,000
6339	新東工業	200	1,224.00	244,800
6340	澁谷工業	100	3,505.00	350,500
6345	アイチ コーポレーション	100	1,204.00	120,400
6349	小森コーポレーション	200	1,243.00	248,600
6351	鶴見製作所	100	3,755.00	375,500
6361	荏原製作所	300	13,405.00	4,021,500
6363	西島製作所	100	3,040.00	304,000
6364	北越工業	100	2,105.00	210,500
6367	ダイキン工業	1,000	24,685.00	24,685,000
6368	オルガノ	100	8,500.00	850,000
6370	栗田工業	500	6,748.00	3,374,000
6371	椿本チエイン	100	5,430.00	543,000
6381	アネスト岩田	100	1,393.00	139,300
6383	ダイフク	600	3,360.00	2,016,000
6395	タダノ	200	1,274.50	254,900
6406	フジテック	100	3,937.00	393,700
6407	C K D	200	3,055.00	611,000
6412	平和	200	1,977.00	395,400
6413	理想科学工業	100	3,020.00	302,000
6417	SANKYO	200	1,535.00	307,000
6418	日本金銭機械	100	1,272.00	127,200
6420	フクシマガリレイ	100	6,010.00	601,000
6430	ダイコク電機	100	3,235.00	323,500
6432	竹内製作所	100	6,680.00	668,000
6436	アマノ	200	3,800.00	760,000
6440	J U K I	100	538.00	53,800
6454	マックス	100	3,590.00	359,000
6457	グローリー	200	2,888.00	577,600
6458	新晃工業	100	4,100.00	410,000
6459	大和冷機工業	100	1,601.00	160,100
6460	セガサミーホールディングス	900	2,186.00	1,967,400
6464	ツバキ・ナカシマ	100	859.00	85,900
6465	ホシザキ	500	5,358.00	2,679,000

6471	日本精工	700	828.00	579,600	
6472	N T N	900	308.00	277,200	
6473	ジェイテクト	200	1,211.50	242,300	
6480	日本トムソン	100	629.00	62,900	
6481	T H K	200	3,441.00	688,200	
6482	ユーシン精機	100	690.00	69,000	
6486	イーグル工業	100	1,819.00	181,900	
6490	日本ビラー工業	100	6,450.00	645,000	
6498	キット	200	1,310.00	262,000	
6586	マキタ	1,000	4,628.00	4,628,000	
7003	三井E & S	400	1,705.00	682,000	
7004	日立造船	800	1,230.00	984,000	
7011	三菱重工業	13,000	1,281.00	16,653,000	
7013	I H I	500	3,966.00	1,983,000	
7022	サノヤスホールディングス	100	193.00	19,300	
7718	スター精密	200	1,933.00	386,600	
3105	日清紡ホールディングス	300	1,136.50	340,950	
4062	イビデン	300	5,304.00	1,591,200	
4902	コニカミノルタ	2,100	541.80	1,137,780	
6448	ブラザー工業	1,100	2,955.50	3,251,050	
6479	ミネベアミツミ	1,400	3,012.00	4,216,800	
6501	日立製作所	4,000	14,450.00	57,800,000	
6503	三菱電機	8,200	2,783.00	22,820,600	
6504	富士電機	300	9,734.00	2,920,200	
6506	安川電機	1,000	6,429.00	6,429,000	
6507	シンフォニアテクノロジー	100	3,775.00	377,500	
6508	明電舎	100	3,760.00	376,000	
6523	PHCホールディングス	100	1,120.00	112,000	
6526	ソシオネクスト	400	4,440.00	1,776,000	
6588	東芝テック	100	3,225.00	322,500	
6592	マブチモーター	200	2,434.50	486,900	
6594	ニデック	1,000	7,152.00	7,152,000	
6615	ユー・エム・シー・エレクトロニクス	100	354.00	35,400	
6617	東光高岳	100	2,130.00	213,000	
6619	ダブル・スコープ	300	507.00	152,100	
6630	ヤーマン	200	905.00	181,000	

6632	JVCケンウッド	100	820.00	82,000	
6638	ミマキエンジニアリング	100	1,404.00	140,400	
6644	大崎電気工業	200	635.00	127,000	
6645	オムロン	700	5,930.00	4,151,000	
6651	日東工業	100	4,005.00	400,500	
6652	I D E C	100	2,834.00	283,400	
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	100	2,986.50	298,650	
6701	日本電気	1,000	10,725.00	10,725,000	
6702	富士通	7,000	2,347.00	16,429,000	
6703	沖電気工業	400	1,017.00	406,800	
6707	サンケン電気	100	6,717.00	671,700	
6718	アイホン	100	2,945.00	294,500	
6723	ルネサスエレクトロニクス	2,400	2,530.00	6,072,000	
6724	セイコーエプソン	1,000	2,514.50	2,514,500	
6727	ワコム	600	710.00	426,000	
6728	アルバック	200	9,839.00	1,967,800	
6737	E I Z O	100	4,925.00	492,500	
6740	ジャパンディスプレイ	2,400	18.00	43,200	
6741	日本信号	200	1,010.00	202,000	
6742	京三製作所	200	511.00	102,200	
6744	能美防災	100	2,355.00	235,500	
6745	ホーチキ	100	2,219.00	221,900	
6750	エレコム	200	1,537.00	307,400	
6752	パナソニック ホールディングス	2,000	1,322.00	2,644,000	
6753	シャープ	300	862.40	258,720	
6754	アンリツ	700	1,208.00	845,600	
6755	富士通ゼネラル	100	2,140.50	214,050	
6758	ソニーグループ	6,800	11,710.00	79,628,000	
6762	T D K	900	6,900.00	6,210,000	
6768	タムラ製作所	300	646.00	193,800	
6770	アルプスアルパイン	800	1,506.00	1,204,800	
6779	日本電波工業	100	1,253.00	125,300	
6785	鈴木	100	1,376.00	137,600	
6787	メイコー	100	5,120.00	512,000	
6800	ヨコオ	100	1,667.00	166,700	
6803	ティアック	100	100.00	10,000	

6804	ホシデン	200	2,039.00	407,800	
6806	ヒロセ電機	100	18,785.00	1,878,500	
6807	日本航空電子工業	200	2,503.00	500,600	
6809	TOA	100	1,126.00	112,600	
6810	マクセル	100	1,552.00	155,200	
6814	古野電気	100	2,086.00	208,600	
6817	スミダコーポレーション	100	1,140.00	114,000	
6841	横河電機	900	4,040.00	3,636,000	
6845	アズビル	600	4,675.00	2,805,000	
6849	日本光電工業	500	4,327.00	2,163,500	
6855	日本電子材料	100	3,060.00	306,000	
6856	堀場製作所	200	15,640.00	3,128,000	
6857	アドバンテスト	2,300	5,117.00	11,769,100	
6859	エスペック	100	2,938.00	293,800	
6861	キーエンス	700	70,160.00	49,112,000	
6866	日置電機	100	7,440.00	744,000	
6869	シスメックス	2,400	2,609.00	6,261,600	
6871	日本マイクロニクス	100	7,740.00	774,000	
6875	メガチップス	100	3,935.00	393,500	
6908	イリソ電子工業	100	3,225.00	322,500	
6914	オプテックスグループ	200	1,809.00	361,800	
6920	レーザーテック	300	40,940.00	12,282,000	
6923	スタンレー電気	100	2,811.00	281,100	
6925	ウシオ電機	400	2,086.00	834,400	
6927	ヘリオス テクノ ホールディング	100	522.00	52,200	
6929	日本セラミック	100	2,659.00	265,900	
6941	山一電機	100	2,731.00	273,100	
6947	図研	100	4,135.00	413,500	
6951	日本電子	200	6,541.00	1,308,200	
6952	カシオ計算機	700	1,306.50	914,550	
6954	ファナック	3,900	4,672.00	18,220,800	
6958	日本シイエムケイ	100	606.00	60,600	
6962	大真空	100	819.00	81,900	
6963	ローム	600	2,043.50	1,226,100	
6965	浜松ホトニクス	700	5,431.00	3,801,700	
6967	新光電気工業	300	5,535.00	1,660,500	

6971	京セラ	3,700	1,880.50	6,957,850
6976	太陽誘電	300	3,250.00	975,000
6981	村田製作所	5,700	2,725.00	15,532,500
6986	双葉電子工業	100	471.00	47,100
6996	ニチコン	100	1,246.00	124,600
6997	日本ケミコン	100	1,618.00	161,800
6999	K O A	100	1,549.00	154,900
7276	小糸製作所	200	2,305.00	461,000
7735	S C R E E Nホールディングス	300	15,445.00	4,633,500
7739	キヤノン電子	100	2,244.00	224,400
7751	キヤノン	4,200	4,384.00	18,412,800
7752	リコー	1,800	1,297.50	2,335,500
8035	東京エレクトロン	1,800	35,000.00	63,000,000
9880	イノテック	100	1,821.00	182,100
3116	トヨタ紡織	300	2,280.00	684,000
6201	豊田自動織機	300	15,140.00	4,542,000
6455	モリタホールディングス	200	1,822.00	364,400
6902	デンソー	6,600	2,600.00	17,160,000
6995	東海理化電機製作所	100	2,245.00	224,500
7012	川崎重工業	600	5,821.00	3,492,600
7014	名村造船所	100	1,901.00	190,100
7105	三菱ロジスネクスト	100	1,576.00	157,600
7201	日産自動車	12,000	551.90	6,622,800
7202	いすゞ自動車	2,200	1,936.00	4,259,200
7203	トヨタ自動車	54,900	3,425.00	188,032,500
7205	日野自動車	1,100	462.50	508,750
7211	三菱自動車工業	3,600	447.50	1,611,000
7222	日産車体	200	1,087.00	217,400
7224	新明和工業	200	1,338.00	267,600
7226	極東開発工業	200	2,602.00	520,400
7238	曙ブレーキ工業	100	159.00	15,900
7239	タチエス	100	1,980.00	198,000
7240	N O K	100	2,276.00	227,600
7241	フタバ産業	200	950.00	190,000
7246	プレス工業	300	781.00	234,300
7247	ミクニ	100	429.00	42,900

7259	アイシン	200	5,612.00	1,122,400
7261	マツダ	3,300	1,685.00	5,560,500
7267	本田技研工業	18,000	1,736.50	31,257,000
7269	スズキ	6,400	1,787.00	11,436,800
7270	SUBARU	2,700	3,325.00	8,977,500
7272	ヤマハ発動機	900	1,438.00	1,294,200
7282	豊田合成	100	3,112.00	311,200
7283	愛三工業	100	1,475.00	147,500
7291	日本プラスト	100	504.00	50,400
7309	シマノ	100	25,850.00	2,585,000
7313	テイ・エス テック	400	1,936.50	774,600
4543	テルモ	4,400	2,627.00	11,558,800
6376	日機装	200	1,240.00	248,000
7701	島津製作所	1,100	4,354.00	4,789,400
7702	JMS	100	533.00	53,300
7721	東京計器	100	2,677.00	267,700
7727	オーバル	100	514.00	51,400
7729	東京精密	100	10,660.00	1,066,000
7730	マニー	300	1,888.50	566,550
7731	ニコン	300	1,693.50	508,050
7732	トプコン	400	1,903.00	761,200
7733	オリンパス	5,600	2,289.00	12,818,400
7734	理研計器	200	3,870.00	774,000
7740	タムロン	100	7,830.00	783,000
7741	HOYA	1,200	18,100.00	21,720,000
7744	ノーリツ鋼機	100	3,160.00	316,000
7745	A&Dホロンホールディングス	100	2,896.00	289,600
7747	朝日インテック	700	2,322.00	1,625,400
7762	シチズン時計	700	1,021.00	714,700
7780	メニコン	300	1,525.00	457,500
8050	セイコーグループ	100	4,160.00	416,000
8086	ニプロ	500	1,232.00	616,000
7817	パラマウントベッドホールディングス	200	2,655.00	531,000
7821	前田工織	100	3,345.00	334,500
7823	アートネイチャー	100	774.00	77,400
7832	パンダイナムコホールディングス	2,300	3,141.00	7,224,300



7839	SHOEI	200	2,016.00	403,200
7840	フランスベッドホールディングス	100	1,215.00	121,500
7864	フジシールインターナショナル	300	2,074.00	622,200
7867	タカラトミー	400	2,694.00	1,077,600
7911	TOPPANホールディングス	200	3,769.00	753,800
7912	大日本印刷	100	4,643.00	464,300
7915	NISSHA	100	1,823.00	182,300
7936	アシックス	900	7,250.00	6,525,000
7944	ローランド	100	4,345.00	434,500
7951	ヤマハ	500	3,582.00	1,791,000
7956	ビジョン	600	1,476.00	885,600
7966	リンテック	300	3,310.00	993,000
7974	任天堂	3,900	7,849.00	30,611,100
7981	タカラスタンダード	100	1,907.00	190,700
7984	コクヨ	100	2,657.00	265,700
9501	東京電力ホールディングス	9,200	956.00	8,795,200
9502	中部電力	4,100	1,990.00	8,159,000
9503	関西電力	2,400	2,432.00	5,836,800
9504	中国電力	900	1,006.00	905,400
9505	北陸電力	400	1,028.50	411,400
9506	東北電力	1,400	1,271.50	1,780,100
9507	四国電力	400	1,375.00	550,000
9508	九州電力	1,500	1,600.00	2,400,000
9509	北海道電力	600	1,333.50	800,100
9511	沖縄電力	100	1,105.00	110,500
9513	電源開発	100	2,542.50	254,250
9517	イーレックス	100	825.00	82,500
9519	レノバ	200	1,142.00	228,400
9531	東京瓦斯	1,400	3,511.00	4,915,400
9532	大阪瓦斯	1,400	3,574.00	5,003,600
9533	東邦瓦斯	300	4,030.00	1,209,000
9536	西部ガスホールディングス	100	1,955.00	195,500
9543	静岡ガス	100	935.00	93,500
9551	メタウォーター	100	1,977.00	197,700
2384	SBSホールディングス	100	2,660.00	266,000
9001	東武鉄道	1,000	2,914.00	2,914,000

9003	相鉄ホールディングス	300	2,516.00	754,800
9005	東急	3,300	1,868.00	6,164,400
9006	京浜急行電鉄	900	1,213.00	1,091,700
9007	小田急電鉄	1,400	1,767.50	2,474,500
9008	京王電鉄	400	3,814.00	1,525,600
9009	京成電鉄	500	5,889.00	2,944,500
9010	富士急行	100	3,430.00	343,000
9020	東日本旅客鉄道	4,000	2,881.00	11,524,000
9021	西日本旅客鉄道	2,000	3,121.00	6,242,000
9022	東海旅客鉄道	2,900	3,441.00	9,978,900
9024	西武ホールディングス	1,000	2,050.00	2,050,000
9025	鴻池運輸	200	2,238.00	447,600
9031	西日本鉄道	300	2,403.00	720,900
9039	サカイ引越センター	100	2,426.00	242,600
9041	近鉄グループホールディングス	900	3,876.00	3,488,400
9042	阪急阪神ホールディングス	1,400	4,050.00	5,670,000
9044	南海電気鉄道	400	2,656.00	1,062,400
9045	京阪ホールディングス	500	3,281.00	1,640,500
9048	名古屋鉄道	700	2,020.00	1,414,000
9064	ヤマトホールディングス	1,400	1,758.00	2,461,200
9065	山九	200	5,479.00	1,095,800
9068	丸全昭和運輸	100	5,040.00	504,000
9069	センコーグループホールディングス	500	1,149.00	574,500
9072	ニッコンホールディングス	200	3,130.00	626,000
9075	福山通運	100	3,800.00	380,000
9076	セイノーホールディングス	300	2,145.00	643,500
9090	AZ-COM丸和ホールディングス	200	1,179.00	235,800
9099	C&Fロジホールディングス	100	4,025.00	402,500
9142	九州旅客鉄道	600	3,309.00	1,985,400
9143	SGホールディングス	1,100	1,599.50	1,759,450
9147	NIPPON EXPRESSホールディングン	400	7,975.00	3,190,000
9101	日本郵船	1,600	4,648.00	7,436,800
9104	商船三井	1,000	4,969.00	4,969,000
9107	川崎汽船	600	2,292.00	1,375,200
9119	飯野海運	200	1,290.00	258,000

9201	日本航空	1,400	2,693.50	3,770,900
9202	A N Aホールディングス	1,500	3,002.00	4,503,000
9066	日新	100	3,795.00	379,500
9301	三菱倉庫	300	5,197.00	1,559,100
9302	三井倉庫ホールディングス	100	4,605.00	460,500
9303	住友倉庫	200	2,553.00	510,600
9364	上組	600	3,348.00	2,008,800
9381	エーアイティー	100	1,793.00	179,300
1973	N E C ネットエスアイ	200	2,445.00	489,000
2317	システナ	1,200	263.00	315,600
2326	デジタルアーツ	100	4,170.00	417,000
2327	日鉄ソリューションズ	100	4,975.00	497,500
3031	ラクーンホールディングス	100	669.00	66,900
3371	ソフトクリエイイトホールディングス	100	1,923.00	192,300
3626	T I S	1,200	3,221.00	3,865,200
3632	グリーン	200	505.00	101,000
3635	コーエーテクモホールディングス	500	1,420.50	710,250
3649	ファインデックス	100	1,032.00	103,200
3655	ブレインパッド	100	1,194.00	119,400
3656	K L a b	300	252.00	75,600
3657	ポールトゥウィンホールディングス	100	489.00	48,900
3659	ネクソン	3,100	2,569.00	7,963,900
3660	アイスタイル	200	529.00	105,800
3661	エムアップホールディングス	100	1,088.00	108,800
3665	エニグモ	100	334.00	33,400
3666	テクノスジャパン	100	610.00	61,000
3668	コロブラ	500	614.00	307,000
3672	オルトプラス	100	132.00	13,200
3673	ブロードリーフ	500	528.00	264,000
3676	デジタルハーツホールディングス	100	942.00	94,200
3679	じげん	200	652.00	130,400
3681	ブイキューブ	100	232.00	23,200
3687	フィックスターズ	100	1,941.00	194,100
3694	オプティム	100	906.00	90,600
3697	S H I F T	100	14,400.00	1,440,000
3738	ティーガイア	100	2,025.00	202,500

3762	テクマトリックス	100	1,793.00	179,300
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	400	2,659.50	1,063,800
3769	GMOペイメントゲートウェイ	200	7,817.00	1,563,400
3774	インターネットイニシアティブ	500	2,431.50	1,215,750
3778	さくらインターネット	100	5,970.00	597,000
3834	朝日ネット	100	642.00	64,200
3835	e B A S E	100	660.00	66,000
3836	アバントグループ	100	1,284.00	128,400
3844	コムチュア	100	1,977.00	197,700
3853	アステリア	100	598.00	59,800
3902	メディカル・データ・ビジョン	200	552.00	110,400
3903	g u m i	200	371.00	74,200
3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	100	1,758.00	175,800
3923	ラクス	300	1,739.50	521,850
3926	オープンドア	100	711.00	71,100
3932	アカツキ	100	2,179.00	217,900
3939	カナミックネットワーク	100	490.00	49,000
3962	チェンジホールディングス	200	1,195.00	239,000
3964	オークネット	100	2,602.00	260,200
3978	マクロミル	200	735.00	147,000
3994	マネーフォワード	200	5,896.00	1,179,200
4053	S u n A s t e r i s k	100	919.00	91,900
4180	A p p i e r G r o u p	400	1,333.00	533,200
4298	プロトコーポレーション	100	1,334.00	133,400
4307	野村総合研究所	1,400	4,074.00	5,703,600
4326	インテージホールディングス	100	1,476.00	147,600
4344	ソースネクスト	400	183.00	73,200
4348	インフォコム	100	3,485.00	348,500
4373	シンプレクス・ホールディングス	100	2,695.00	269,500
4385	メルカリ	400	1,918.00	767,200
4392	F I G	100	367.00	36,700
4420	イーソル	100	835.00	83,500
4432	ウイングアーク1 s t	100	2,823.00	282,300
4443	S a n s a n	200	1,463.00	292,600
4449	ギフトィ	100	1,222.00	122,200

4480	メドレー	100	3,600.00	360,000	
4483	J M D C	200	2,952.50	590,500	
4662	フォーカスシステムズ	100	1,238.00	123,800	
4674	クレスコ	100	2,003.00	200,300	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	700	1,880.50	1,316,350	
4684	オービック	300	21,115.00	6,334,500	
4686	ジャストシステム	100	2,862.00	286,200	
4687	T D C ソフト	200	1,166.00	233,200	
4689	L I N E ヤフー	11,500	375.00	4,312,500	
4704	トレンドマイクロ	400	7,468.00	2,987,200	
4709	I D ホールディングス	100	1,476.00	147,600	
4716	日本オラクル	100	11,950.00	1,195,000	
4722	フューチャー	200	1,545.00	309,000	
4733	オービックビジネスコンサルタント	200	6,654.00	1,330,800	
4743	アイティフォー	100	1,269.00	126,900	
4768	大塚商会	1,300	2,994.00	3,892,200	
4776	サイボウズ	100	1,613.00	161,300	
4812	電通総研	100	5,400.00	540,000	
4813	A C C E S S	100	1,558.00	155,800	
4819	デジタルガレージ	200	2,726.00	545,200	
4820	E M システムズ	200	644.00	128,800	
4826	C I J	100	459.00	45,900	
4829	日本エンタープライズ	100	140.00	14,000	
4839	WOWOW	100	1,085.00	108,500	
4845	スカラ	100	713.00	71,300	
6879	I M A G I C A G R O U P	100	547.00	54,700	
7518	ネットワンシステムズ	300	2,911.50	873,450	
7527	システムソフト	200	61.00	12,200	
7595	アルゴグラフィックス	100	4,155.00	415,500	
7844	マーベラス	100	666.00	66,600	
7860	エイベックス	100	1,217.00	121,700	
8056	B I P R O G Y	300	3,853.00	1,155,900	
9401	T B S ホールディングス	400	4,126.00	1,650,400	
9404	日本テレビホールディングス	700	2,116.00	1,481,200	
9409	テレビ朝日ホールディングス	300	2,085.00	625,500	
9412	スカパー J S A T ホールディングス	1,200	914.00	1,096,800	

9413	テレビ東京ホールディングス	100	3,065.00	306,500	
9416	ビジョン	100	1,140.00	114,000	
9418	U-NEXT HOLDINGS	100	4,625.00	462,500	
9424	日本通信	800	201.00	160,800	
9432	日本電信電話	231,600	162.30	37,588,680	
9433	KDDI	5,600	4,310.00	24,136,000	
9434	ソフトバンク	13,600	1,953.50	26,567,600	
9435	光通信	100	25,440.00	2,544,000	
9438	エムティーアイ	100	756.00	75,600	
9449	GMOインターネットグループ	300	2,549.50	764,850	
9468	KADOKAWA	400	3,004.00	1,201,600	
9470	学研ホールディングス	100	924.00	92,400	
9474	ゼンリン	100	867.00	86,700	
9602	東宝	400	5,074.00	2,029,600	
9605	東映	100	3,810.00	381,000	
9613	NTTデータグループ	2,300	2,301.00	5,292,300	
9682	DTS	200	4,165.00	833,000	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	400	6,172.00	2,468,800	
9692	シーイーシー	100	1,798.00	179,800	
9697	カプコン	1,600	2,669.50	4,271,200	
9717	ジャステック	100	1,940.00	194,000	
9719	SCSK	600	2,869.50	1,721,700	
9742	アイネス	100	1,708.00	170,800	
9746	TKC	100	3,530.00	353,000	
9749	富士ソフト	200	6,140.00	1,228,000	
9759	NSD	300	2,944.00	883,200	
9766	コナミグループ	300	10,290.00	3,087,000	
9790	福井コンピュータホールディングス	100	2,530.00	253,000	
9889	JBCCHホールディングス	100	3,135.00	313,500	
9928	ミロク情報サービス	100	1,690.00	169,000	
9984	ソフトバンクグループ	3,900	7,877.00	30,720,300	
167A	リョーサン菱洋ホールディングス	200	2,728.00	545,600	
2715	エレマテック	100	1,895.00	189,500	
2733	あらた	100	3,295.00	329,500	
2760	東京エレクトロン デバイス	100	4,875.00	487,500	

2767	円谷フィールドホールディングス	100	1,772.00	177,200
2768	双日	900	4,221.00	3,798,900
2784	アルフレッサホールディングス	1,000	2,380.50	2,380,500
2874	横浜冷凍	200	1,051.00	210,200
3036	アルコニックス	100	1,363.00	136,300
3038	神戸物産	500	3,413.00	1,706,500
3076	あいホールディングス	100	2,440.00	244,000
3107	ダイワボウホールディングス	300	2,734.50	820,350
3132	マクニカホールディングス	200	6,564.00	1,312,800
3151	バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	1,200.00	120,000
3156	レスター	100	2,902.00	290,200
3167	TOKAIホールディングス	200	958.00	191,600
3176	三洋貿易	100	1,671.00	167,100
3360	シップヘルスケアホールディングス	300	2,397.00	719,100
3543	コメダホールディングス	100	2,576.00	257,600
7128	フルサト・マルカホールディングス	100	2,274.00	227,400
7414	小野建	100	1,860.00	186,000
7447	ナガイレーベン	100	2,414.00	241,400
7451	三菱食品	100	5,480.00	548,000
7458	第一興商	300	1,816.50	544,950
7459	メディパルホールディングス	700	2,477.00	1,733,900
7467	萩原電気ホールディングス	100	4,245.00	424,500
7476	アズワン	300	2,638.00	791,400
7483	ドウシシャ	100	2,071.00	207,100
7537	丸文	100	1,436.00	143,600
7552	ハピネット	100	2,981.00	298,100
7575	日本ライフライン	300	1,238.00	371,400
7590	タカショー	100	517.00	51,700
7599	IDOM	200	1,385.00	277,000
7613	シークス	100	1,627.00	162,700
8001	伊藤忠商事	5,400	7,260.00	39,204,000
8002	丸紅	6,600	3,056.00	20,169,600
8012	長瀬産業	200	3,149.00	629,800
8014	蝶理	100	3,670.00	367,000
8015	豊田通商	1,000	9,787.00	9,787,000

8020	兼松	400	2,699.00	1,079,600
8031	三井物産	6,000	7,879.00	47,274,000
8032	日本紙パルプ商事	100	6,020.00	602,000
8037	カメイ	100	2,029.00	202,900
8051	山善	300	1,397.00	419,100
8053	住友商事	5,800	4,243.00	24,609,400
8058	三菱商事	15,600	3,385.00	52,806,000
8059	第一実業	100	2,215.00	221,500
8060	キャノンマーケティングジャパン	300	4,416.00	1,324,800
8074	ユアサ商事	100	5,910.00	591,000
8078	阪和興業	200	6,320.00	1,264,000
8079	正栄食品工業	100	4,185.00	418,500
8081	カナデン	100	1,515.00	151,500
8084	RYODEN	100	2,548.00	254,800
8088	岩谷産業	200	9,100.00	1,820,000
8093	極東貿易	100	1,779.00	177,900
8095	アステナホールディングス	100	498.00	49,800
8097	三愛オブリ	300	2,128.00	638,400
8098	稲畑産業	200	3,320.00	664,000
8101	G S I クレオス	100	2,241.00	224,100
8103	明和産業	200	718.00	143,600
8125	ワキタ	200	1,577.00	315,400
8129	東邦ホールディングス	200	4,060.00	812,000
8131	ミツウロコグループホールディングス	200	1,303.00	260,600
8133	伊藤忠エネクス	300	1,577.00	473,100
8136	サンリオ	900	2,713.50	2,442,150
8137	サンワテクノス	100	2,233.00	223,300
8141	新光商事	100	1,008.00	100,800
8151	東陽テクニカ	100	1,499.00	149,900
8153	モスフードサービス	100	3,395.00	339,500
8154	加賀電子	100	5,850.00	585,000
8158	ソーダニッカ	100	1,097.00	109,700
8159	立花エレテック	100	2,955.00	295,500
8283	PAL TAC	100	4,736.00	473,600
8285	三谷産業	100	359.00	35,900
9273	コア商事ホールディングス	100	839.00	83,900



9274	K P Pグループホールディングス	300	745.00	223,500
9824	泉州電業	100	5,810.00	581,000
9830	トラスコ中山	200	2,650.00	530,000
9832	オートバックスセブン	300	1,533.50	460,050
9869	加藤産業	100	4,350.00	435,000
9882	イエローハット	200	2,043.00	408,600
9896	J Kホールディングス	100	1,053.00	105,300
9902	日伝	100	2,920.00	292,000
9930	北沢産業	100	339.00	33,900
9934	因幡電機産業	200	3,655.00	731,000
9960	東テク	100	3,060.00	306,000
9962	ミスミグループ本社	1,400	2,838.50	3,973,900
9987	スズケン	300	4,754.00	1,426,200
2664	カワチ薬品	100	2,827.00	282,700
2670	エービーシー・マート	300	3,225.00	967,500
2678	アスクル	200	2,336.00	467,200
2681	ゲオホールディングス	100	2,009.00	200,900
2685	アダストリア	100	3,515.00	351,500
2695	くら寿司	100	4,660.00	466,000
2726	バルグループホールディングス	100	1,830.00	183,000
2730	エディオン	300	1,578.00	473,400
2734	サーラコーポレーション	200	796.00	159,200
2752	フジオフードグループ本社	100	1,412.00	141,200
2764	ひらまつ	100	264.00	26,400
2792	ハニーズホールディングス	100	1,723.00	172,300
3028	アルペン	100	2,018.00	201,800
3034	クオールホールディングス	100	1,850.00	185,000
3046	ジinzホールディングス	100	3,530.00	353,000
3048	ビックカメラ	500	1,469.00	734,500
3050	DCMホールディングス	500	1,492.00	746,000
3053	ペッパーフードサービス	100	123.00	12,300
3064	M o n o t a R O	1,300	1,805.00	2,346,500
3086	J. フロント リテイリング	1,000	1,450.50	1,450,500
3087	ドトール・日レスホールディングス	200	2,084.00	416,800
3088	マツキヨココカラ&カンパニー	1,400	2,297.00	3,215,800
3092	Z O Z O	700	3,362.00	2,353,400

3097	物語コーポレーション	100	4,060.00	406,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	1,600	2,316.00	3,705,600	
3141	ウエルシアホールディングス	400	2,299.00	919,600	
3148	クリエイトSDホールディングス	100	3,440.00	344,000	
3179	シュッピン	100	1,390.00	139,000	
3182	オイシックス・ラ・大地	100	1,202.00	120,200	
3186	ネクステージ	200	2,898.00	579,600	
3191	ジョイフル本田	200	2,199.00	439,800	
3197	すかいらくホールディングス	600	2,207.00	1,324,200	
3199	綿半ホールディングス	100	1,568.00	156,800	
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	300	894.00	268,200	
3333	あさひ	100	1,410.00	141,000	
3341	日本調剤	100	1,430.00	143,000	
3349	コスモス薬品	100	13,655.00	1,365,500	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	9,400	2,026.50	19,049,100	
3387	クリエイト・レストランツ・ホールディング	400	1,082.00	432,800	
3391	ツルハホールディングス	200	9,977.00	1,995,400	
3397	トリドールホールディングス	100	3,746.00	374,600	
3415	TOKYO BASE	100	304.00	30,400	
3539	JMホールディングス	100	2,696.00	269,600	
3546	アレンザホールディングス	100	1,084.00	108,400	
3548	パロックジャパンリミテッド	100	777.00	77,700	
3549	クスリのアオキホールディングス	200	2,905.00	581,000	
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	300	3,038.00	911,400	
4350	メディカルシステムネットワーク	100	640.00	64,000	
7419	ノジマ	300	1,764.00	529,200	
7421	カッパ・クリエイト	100	1,600.00	160,000	
7453	良品計画	800	2,541.50	2,033,200	
7463	アドヴァングループ	100	1,050.00	105,000	
7494	コナカ	100	393.00	39,300	
7508	G-7ホールディングス	100	1,338.00	133,800	
7512	イオン北海道	100	957.00	95,700	
7513	コジマ	100	834.00	83,400	
7516	コーナン商事	100	4,655.00	465,500	

7522	ワタミ	100	925.00	92,500
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	1,900	3,735.00	7,096,500
7545	西松屋チェーン	200	2,228.00	445,600
7550	ゼンショーホールディングス	200	6,028.00	1,205,600
7581	サイゼリヤ	100	5,400.00	540,000
7593	V Tホールディングス	400	515.00	206,000
7606	ユナイテッドアローズ	100	1,813.00	181,300
7611	ハイデイ日高	100	2,860.00	286,000
7616	コロワイド	200	1,899.50	379,900
7630	巻番屋	200	1,084.00	216,800
7649	スギホールディングス	500	2,333.00	1,166,500
7918	ヴィア・ホールディングス	100	123.00	12,300
8005	スクロール	100	991.00	99,100
8008	ヨンドシーホールディングス	100	1,892.00	189,200
8160	木曾路	100	2,409.00	240,900
8163	S R Sホールディングス	100	1,119.00	111,900
8165	千趣会	200	317.00	63,400
8167	リテールパートナーズ	100	1,726.00	172,600
8173	上新電機	100	2,532.00	253,200
8174	日本瓦斯	600	2,504.00	1,502,400
8179	ロイヤルホールディングス	100	2,498.00	249,800
8182	いなげや	100	1,258.00	125,800
8185	チョダ	100	905.00	90,500
8194	ライフコーポレーション	100	3,945.00	394,500
8200	リンガーハット	100	2,271.00	227,100
8203	M r M a x HD	100	648.00	64,800
8214	A O K Iホールディングス	100	1,305.00	130,500
8217	オークワ	100	945.00	94,500
8218	コメリ	100	3,820.00	382,000
8219	青山商事	100	1,587.00	158,700
8227	しまむら	200	7,712.00	1,542,400
8233	高島屋	700	2,311.50	1,618,050
8237	松屋	100	957.00	95,700
8242	エイチ・ツー・オー リテイリング	500	1,858.00	929,000
8252	丸井グループ	600	2,393.50	1,436,100

8255	アクシアル リテイリング	400	1,019.00	407,600	
8267	イオン	3,000	3,336.00	10,008,000	
8273	イズミ	100	3,553.00	355,300	
8276	平和堂	100	2,445.00	244,500	
8278	フジ	100	1,964.00	196,400	
8279	ヤオコー	100	8,516.00	851,600	
8281	ゼビオホールディングス	100	973.00	97,300	
8282	ケーズホールディングス	700	1,489.50	1,042,650	
8291	日産東京販売ホールディングス	100	541.00	54,100	
9627	アインホールディングス	100	5,992.00	599,200	
9831	ヤマダホールディングス	3,700	433.30	1,603,210	
9842	アークランズ	200	1,931.00	386,200	
9843	ニトリホールディングス	300	20,685.00	6,205,500	
9861	吉野家ホールディングス	200	2,859.50	571,900	
9900	サガミホールディングス	100	1,518.00	151,800	
9919	関西フードマーケット	100	1,885.00	188,500	
9948	アークス	100	3,005.00	300,500	
9956	パローホールディングス	200	2,416.00	483,200	
9983	ファーストリテイリング	400	40,720.00	16,288,000	
9989	サンドラッグ	300	4,289.00	1,286,700	
9990	サックスパー ホールディングス	100	840.00	84,000	
9997	ペルーナ	200	639.00	127,800	
5830	いよぎんホールディングス	1,000	1,244.50	1,244,500	
5831	しずおかフィナンシャルグループ	1,800	1,477.00	2,658,600	
5832	ちゅうぎんフィナンシャルグループ	700	1,442.00	1,009,400	
5844	京都フィナンシャルグループ	1,000	2,820.00	2,820,000	
7161	じもとホールディングス	100	385.00	38,500	
7167	めぶきフィナンシャルグループ	4,000	565.40	2,261,600	
7173	東京きらぼしフィナンシャルグループ	100	4,375.00	437,500	
7180	九州フィナンシャルグループ	1,300	1,066.00	1,385,800	
7182	ゆうちょ銀行	2,400	1,592.00	3,820,800	
7184	富山第一銀行	100	914.00	91,400	
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,100	852.30	1,789,830	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	600	2,053.00	1,231,800	
7322	三十三フィナンシャルグループ	100	2,069.00	206,900	

7327	第四北越フィナンシャルグループ	100	4,540.00	454,000	
7337	ひろぎんホールディングス	400	1,161.50	464,600	
7350	おきなわフィナンシャルグループ	100	2,676.00	267,600	
7380	十六フィナンシャルグループ	100	4,610.00	461,000	
7384	プロクレアホールディングス	100	1,890.00	189,000	
7389	あいちフィナンシャルグループ	100	2,965.00	296,500	
8304	あおぞら銀行	500	2,415.50	1,207,750	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	45,500	1,593.00	72,481,500	
8308	りそなホールディングス	5,200	966.10	5,023,720	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	3,200	3,279.00	10,492,800	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	5,700	9,000.00	51,300,000	
8331	千葉銀行	1,100	1,297.50	1,427,250	
8334	群馬銀行	1,500	1,061.50	1,592,250	
8336	武蔵野銀行	100	3,150.00	315,000	
8337	千葉興業銀行	200	1,047.00	209,400	
8338	筑波銀行	400	289.00	115,600	
8341	七十七銀行	200	4,500.00	900,000	
8343	秋田銀行	100	2,192.00	219,200	
8344	山形銀行	100	1,165.00	116,500	
8345	岩手銀行	100	2,506.00	250,600	
8346	東邦銀行	600	326.00	195,600	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	300	4,189.00	1,256,700	
8358	スルガ銀行	800	1,028.00	822,400	
8359	八十二銀行	1,600	1,061.00	1,697,600	
8360	山梨中央銀行	100	1,814.00	181,400	
8361	大垣共立銀行	200	2,296.00	459,200	
8366	滋賀銀行	100	4,070.00	407,000	
8367	南都銀行	100	3,115.00	311,500	
8368	百五銀行	800	650.00	520,000	
8370	紀陽銀行	300	1,834.00	550,200	
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	500	1,942.00	971,000	
8381	山陰合同銀行	200	1,257.00	251,400	
8386	百十四銀行	100	2,821.00	282,100	
8387	四国銀行	100	1,125.00	112,500	
8388	阿波銀行	100	2,631.00	263,100	
8392	大分銀行	100	2,976.00	297,600	

8393	宮崎銀行	100	3,260.00	326,000	
8395	佐賀銀行	100	2,217.00	221,700	
8399	琉球銀行	200	1,203.00	240,600	
8410	セブン銀行	3,100	267.30	828,630	
8411	みずほフィナンシャルグループ	11,000	3,067.00	33,737,000	
8418	山口フィナンシャルグループ	900	1,612.00	1,450,800	
8522	名古屋銀行	100	7,050.00	705,000	
8524	北洋銀行	1,400	464.00	649,600	
8541	愛媛銀行	100	1,159.00	115,900	
8544	京葉銀行	400	789.00	315,600	
8550	栃木銀行	400	360.00	144,000	
8558	東和銀行	200	643.00	128,600	
8562	福島銀行	100	295.00	29,500	
8600	トモニホールディングス	700	417.00	291,900	
8713	フィデアホールディングス	100	1,537.00	153,700	
8714	池田泉州ホールディングス	500	395.00	197,500	
7148	F P G	200	2,145.00	429,000	
7172	ジャパンインベストメントアドバイザー	100	1,272.00	127,200	
8473	S B I ホールディングス	1,100	3,970.00	4,367,000	
8518	日本アジア投資	100	232.00	23,200	
8595	ジャフコ グループ	300	1,796.50	538,950	
8601	大和証券グループ本社	5,200	1,161.50	6,039,800	
8604	野村ホールディングス	16,300	887.30	14,462,990	
8609	岡三証券グループ	600	743.00	445,800	
8613	丸三証券	300	1,024.00	307,200	
8614	東洋証券	300	369.00	110,700	
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	800	569.00	455,200	
8622	水戸証券	200	535.00	107,000	
8624	いちよし証券	100	808.00	80,800	
8628	松井証券	400	805.00	322,000	
8698	マネックスグループ	800	782.00	625,600	
8706	極東証券	100	1,523.00	152,300	
8707	岩井コスモホールディングス	100	2,333.00	233,300	
8708	アイザワ証券グループ	100	1,694.00	169,400	
8732	マネーパートナーズグループ	100	279.00	27,900	

8739	スパークス・グループ	100	1,819.00	181,900	
7181	かんぽ生命保険	1,000	2,970.00	2,970,000	
8630	SOMPOホールディングス	3,300	3,166.00	10,447,800	
8715	アニコムホールディングス	200	592.00	118,400	
8725	MS&ADインシュアランスグループ ホール	4,500	2,902.50	13,061,250	
8750	第一生命ホールディングス	4,000	3,616.00	14,464,000	
8766	東京海上ホールディングス	7,000	5,115.00	35,805,000	
8795	T&Dホールディングス	1,900	2,689.00	5,109,100	
7164	全国保証	200	5,668.00	1,133,600	
7198	SBIアルヒ	100	856.00	85,600	
7199	プレミアグループ	100	2,279.00	227,900	
7383	ネットプロテクションズホールディン グス	300	214.00	64,200	
8253	クレディセゾン	500	2,949.50	1,474,750	
8424	芙蓉総合リース	100	13,000.00	1,300,000	
8425	みずほリース	500	1,103.00	551,500	
8439	東京センチュリー	500	1,503.50	751,750	
8511	日本証券金融	300	1,617.00	485,100	
8515	アイフル	1,300	430.00	559,000	
8566	リコーリース	100	5,190.00	519,000	
8570	イオンフィナンシャルサービス	400	1,322.50	529,000	
8572	アコム	1,300	406.00	527,800	
8584	ジャックス	100	5,640.00	564,000	
8585	オリエントコーポレーション	200	1,002.00	200,400	
8591	オリックス	4,200	3,368.00	14,145,600	
8593	三菱HCキャピタル	2,700	1,032.50	2,787,750	
8697	日本取引所グループ	2,000	3,590.00	7,180,000	
8771	イー・ギャランティ	200	1,726.00	345,200	
1435	robot home	100	158.00	15,800	
1878	大東建託	300	16,705.00	5,011,500	
2337	いちご	300	415.00	124,500	
2353	日本駐車場開発	100	201.00	20,100	
2982	ADワークスグループ	100	250.00	25,000	
3003	ヒューリック	700	1,509.00	1,056,300	
3231	野村不動産ホールディングス	500	4,525.00	2,262,500	
3232	三重交通グループホールディングス	200	558.00	111,600	

3244	サムティ	100	2,710.00	271,000	
3245	ディア・ライフ	100	1,059.00	105,900	
3254	プレサンスコーポレーション	100	1,813.00	181,300	
3284	フージャースホールディングス	100	1,112.00	111,200	
3288	オープンハウスグループ	300	4,889.00	1,466,700	
3289	東急不動産ホールディングス	2,500	1,169.00	2,922,500	
3291	飯田グループホールディングス	700	2,070.00	1,449,000	
4666	パーク24	100	1,782.50	178,250	
8801	三井不動産	10,600	1,577.50	16,721,500	
8802	三菱地所	4,800	2,933.00	14,078,400	
8803	平和不動産	100	3,965.00	396,500	
8804	東京建物	800	2,553.50	2,042,800	
8818	京阪神ビルディング	100	1,620.00	162,000	
8830	住友不動産	1,600	5,502.00	8,803,200	
8841	テーオーシー	100	759.00	75,900	
8848	レオパレス21	400	512.00	204,800	
8860	フジ住宅	100	798.00	79,800	
8881	日神グループホールディングス	100	547.00	54,700	
8892	日本エスコン	200	1,106.00	221,200	
8897	MIRARTHホールディングス	400	502.00	200,800	
8905	イオンモール	200	1,838.50	367,700	
8918	ランド	4,300	8.00	34,400	
8919	カチタス	100	1,885.00	188,500	
8923	トーセイ	100	2,400.00	240,000	
8934	サンフロンティア不動産	100	2,030.00	203,000	
8935	FJネクストホールディングス	100	1,379.00	137,900	
8999	グランディハウス	100	573.00	57,300	
9706	日本空港ビルデング	300	5,758.00	1,727,400	
2120	LIFULL	300	169.00	50,700	
2121	MIXI	300	2,486.00	745,800	
2124	ジェイエイシーリクルートメント	400	751.00	300,400	
2127	日本M&Aセンターホールディングス	1,400	763.30	1,068,620	
2146	UTグループ	100	3,330.00	333,000	
2153	E・Jホールディングス	100	1,868.00	186,800	
2154	オープンアップグループ	300	2,010.00	603,000	
2157	コシダカホールディングス	300	867.00	260,100	



2168	パソナグループ	100	2,249.00	224,900
2170	リンクアンドモチベーション	300	483.00	144,900
2175	エス・エム・エス	300	2,049.50	614,850
2181	パーソルホールディングス	9,300	225.90	2,100,870
2193	クックパッド	200	165.00	33,000
2331	総合警備保障	1,500	862.90	1,294,350
2371	カカクコム	600	1,912.50	1,147,500
2374	セントケア・ホールディング	100	877.00	87,700
2379	ディップ	200	2,778.00	555,600
2389	デジタルホールディングス	100	1,048.00	104,800
2413	エムスリー	1,800	1,623.50	2,922,300
2432	ディー・エヌ・エー	500	1,570.50	785,250
2433	博報堂D Yホールディングス	1,100	1,489.50	1,638,450
2440	ぐるなび	100	337.00	33,700
2445	タカミヤ	100	517.00	51,700
2461	ファンコミュニケーションズ	200	410.00	82,000
2471	エスプール	300	328.00	98,400
2489	アドウェイズ	100	399.00	39,900
2491	バリューコマース	100	1,111.00	111,100
2492	インフォマート	900	307.00	276,300
2749	J Pホールディングス	200	428.00	85,600
3521	エコナックホールディングス	100	128.00	12,800
4290	プレステージ・インターナショナル	300	706.00	211,800
4318	クイック	100	2,271.00	227,100
4324	電通グループ	800	4,251.00	3,400,800
4345	シーティーエス	100	746.00	74,600
4544	H. U. グループホールディングス	300	2,197.50	659,250
4641	アルプス技研	100	2,842.00	284,200
4661	オリエンタルランド	5,200	4,445.00	23,114,000
4665	ダスキン	200	3,279.00	655,800
4668	明光ネットワークジャパン	100	720.00	72,000
4680	ラウンドワン	600	694.00	416,400
4681	リゾートトラスト	300	2,640.00	792,000
4694	ビー・エム・エル	100	3,020.00	302,000
4714	リソー教育	400	275.00	110,000
4732	ユー・エス・エス	1,700	1,324.00	2,250,800

4745	東京個別指導学院	100	410.00	41,000
4751	サイバーエージェント	2,000	1,002.50	2,005,000
4755	楽天グループ	5,100	807.70	4,119,270
4763	クリーク・アンド・リバー社	100	1,710.00	171,000
4765	SBIグローバルアセットマネジメント	100	675.00	67,500
4767	テー・オー・ダブリュー	100	376.00	37,600
4848	フルキャストホールディングス	100	1,518.00	151,800
4849	エン・ジャパン	200	2,785.00	557,000
6028	テクノプロ・ホールディングス	600	2,747.50	1,648,500
6035	アイ・オールジャパンホールディングス	100	1,200.00	120,000
6036	Ke e P e r 技研	100	3,885.00	388,500
6047	G u n o s y	100	727.00	72,700
6055	ジャパンマテリアル	300	2,354.00	706,200
6058	ベクトル	100	1,325.00	132,500
6062	チャーム・ケア・コーポレーション	100	1,645.00	164,500
6071	I B J	100	554.00	55,400
6073	アサンテ	100	1,660.00	166,000
6078	バリューHR	100	1,349.00	134,900
6080	M&Aキャピタルパートナーズ	100	2,177.00	217,700
6088	シグマクシス・ホールディングス	100	1,451.00	145,100
6089	ウィルグループ	100	1,069.00	106,900
6093	エスクロー・エージェント・ジャパン	100	142.00	14,200
6095	メドピア	100	690.00	69,000
6098	リクルートホールディングス	7,300	6,936.00	50,632,800
6099	エラン	100	949.00	94,900
6178	日本郵政	9,500	1,518.50	14,425,750
6183	ベルシステム24ホールディングス	100	1,553.00	155,300
6184	鎌倉新書	100	564.00	56,400
6191	エアトリ	100	1,383.00	138,300
6194	アトラエ	100	453.00	45,300
6197	ソラスト	200	496.00	99,200
6200	インソース	200	919.00	183,800
6532	バイカレント・コンサルティング	600	3,362.00	2,017,200
6535	アイモバイル	100	445.00	44,500
6544	ジャパンエレベーターサービスホール	300	2,492.00	747,600

	ディン				
6572	R P Aホールディングス	100	259.00	25,900	
7033	マネジメントソリューションズ	100	1,924.00	192,400	
7071	アンビスホールディングス	100	2,266.00	226,600	
7085	カーブスホールディングス	200	783.00	156,600	
7088	フォーラムエンジニアリング	100	900.00	90,000	
7354	ダイレクトマーケティングミックス	200	240.00	48,000	
7366	L I T A L I C O	100	1,935.00	193,500	
8876	リログループ	200	1,684.00	336,800	
9161	I D & Eホールディングス	100	4,555.00	455,500	
9332	N I S S Oホールディングス	100	865.00	86,500	
9336	大栄環境	200	2,657.00	531,400	
9603	エイチ・アイ・エス	100	1,708.00	170,800	
9616	共立メンテナンス	200	3,337.00	667,400	
9619	イチネンホールディングス	100	1,692.00	169,200	
9621	建設技術研究所	100	4,785.00	478,500	
9672	東京都競馬	100	4,325.00	432,500	
9678	カナモト	200	2,710.00	542,000	
9699	ニシオホールディングス	100	4,100.00	410,000	
9704	アゴラ ホスピタリティー グループ	200	64.00	12,800	
9715	トランス・コスモス	100	3,265.00	326,500	
9716	乃村工藝社	300	857.00	257,100	
9726	K N T - C Tホールディングス	100	1,292.00	129,200	
9729	トーカイ	100	2,126.00	212,600	
9735	セコム	900	10,730.00	9,657,000	
9744	メイテックグループホールディングス	300	3,106.00	931,800	
9755	応用地質	100	2,374.00	237,400	
9757	船井総研ホールディングス	200	2,412.00	482,400	
9787	イオンディライト	100	3,725.00	372,500	
	合 計	1,224,900		2,885,286,840	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

#### 【純資産額計算書】

2024年5月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,047,473,543
II 負債総額	33,510,951
III 純資産総額 (I - II)	3,013,962,592
IV 発行済口数	81,827口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	36,833

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録さ

れている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

#### (1) 資本金の額等

2024年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

#### (2) 委託会社の機構

##### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

##### ・投資運用の意思決定機構

##### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

##### ②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

##### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

##### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

##### ⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

##### ⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)

リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、  
 (a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、  
 (b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署  
 間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当  
 部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品  
 企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を  
 担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価  
 します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内  
 部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の  
 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等  
 を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行って  
 います。

2024年5月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除き  
 ます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	830	34,787,186
追加型公社債投資信託	16	1,569,411
単位型株式投資信託	95	418,728
単位型公社債投資信託	49	98,111
合 計	990	36,873,436

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の  
 個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)		第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553
未払手数料	※2 6,139,595	※2 7,523,485
その他未払金	※2 955,697	※2 885,002
未払費用	※2 5,778,896	※2 8,611,140
未払消費税等	439,657	623,219
未払法人税等	2,375,281	2,235,007
賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		84,121,445		98,635,342
投資顧問料		2,750,601		3,117,320
その他営業収益		10,412		148,442
営業収益合計		86,882,459		101,901,104
営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	※4	10,279	※4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	※4	65,808	※4	162,111
その他		36,894		44,734
営業外収益合計		863,788		496,550
営業外費用				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822
賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	※1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		-	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		-
企業結合関連費用		-	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969,087	6,969,087	6,969,087
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820



[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	16,229 千円
計	-	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	65,427 千円
計	-	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 1株当たり配当額 24,440円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 216,218円
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月27日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	15,283	—	15,283
金銭の信託	—	10,500,500	—	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	—	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	—	24,303,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。



## 2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

## 3. 売却したその他有価証券

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の 発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図っております。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750 千円
時の経過による調整額	—	7,835 千円
期末残高	—	1,428,586 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払(注 1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額(注 4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。  
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。  
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。  
 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。  
 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。



(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等  
第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### ②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

# 約款

追加型証券投資信託

MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

# MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信

## 運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数に採用されている金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
- ② 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 上記の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
- ④ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合に制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ④ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- ② 売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
『MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第20条第1項および第2項ならびに第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日におけるS&P/JPXカーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）の終値（小数点以下は切り上げます。）を1,000万倍した金額相当額を上限として、委託者の指定する有価証券（以下「信託適格有価証券」といいます。）および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 前項に規定する信託適格有価証券とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定めるもののうち、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に基づき投資の対象とする有価証券をいいます。

(追加信託の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円相当額を限度として、信託適格有価証券および金銭を追加信託することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条第1項および第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところより、第13条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みによって生じる信託適格有価証券（第13条第1項から第3項に規定する金銭を含みます。以下第12条第2項および第13条において同じ。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の当初の受益者は清算機関とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第13条第2項および第3項に該当する場合の取得申込みにおいては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。

② 削除

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条に規定する信託適格有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。

② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。



(受益権の申込単位および価額)

第13条 取得申込者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、対象指数を構成する各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券をもって取得申込みを行うものとします。なお、当該有価証券の評価額（追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。）が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。

- ② 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、前項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。
- ③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ⑤ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による受益権の取得申込みを受け付けられないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。
  1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
  2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
  3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
  4. 第34条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計

算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)

5. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

6. 前各号のほか、委託者が、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第4項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 第4項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき信託契約締結日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額を100倍した金額(円単位未満は切り上げるものとします。)とします。
- ⑧ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込みを受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑨ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。
- ⑩ 前項の通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。
- ⑪ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みに係る信託適格有価証券の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と当該第一種金融商品取引業者(委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行われます。

(金融商品取引所への上場)

第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸

規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益者名簿の作成と名義登録)

第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

④ 前項に規定する名義登録は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

(投資の対象とする資産の種類等)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、

約款第23条に定めるものに限りします。)

### 3. 金銭債権

- ② デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第19条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、次に掲げるものとします。

1. 株式(外国または外国の者の発行する株式を含みます。)
  2. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
  3. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  4. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。)
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条、第27条、第30条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条、第27条、第30条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- ② 前項に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定

める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2020年

5月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
  1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前2項に定める諸費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することができるものとします。
  1. 受益権の上場に係る費用
  2. 対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料

(信託報酬等)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額
2. 第24条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第38条 信託財産から生じる配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、第36条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越し

ます。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金

2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（収益分配金および償還金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

③ 受託者は、前各項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金および償還金の支払い）

第40条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

③ 償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。

⑤ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。

⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理）



第42条 追加信託の金額（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

- ② 第44条に定める受益権と有価証券との交換にあつては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

（交換請求）

第43条 受益者は、2020年4月1日以降において、自己に帰属する受益権につき、交換請求に係る一定口数（以下「交換請求口数」といいます。）の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第44条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する有価証券等（同条第4項の指図に基づいて交付される金銭を含みます。）との交換の指図を行います。
- ③ 受益者が第1項の交換の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続きおよび第44条第5項に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第44条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 受益者は、第44条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第44条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものとして取り扱います。
- ⑥ 交換に係る受益権の評価額は交換請求の受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求の受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。以下同じ。）の整数倍とします。
- ⑦ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、交換の請求を受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を当該交換請求を行った受益者から徴することができるものとします。
- ⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項に規定する交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行うことができます。
1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
  2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
  3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間
  4. 第34条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

5. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 前各号のほか、委託者が、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

- ⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。
- ⑩ 前項の通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことよって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。
- ⑪ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による交換請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑫ 前項により交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとして前各項の規定を準用します。

(交換の指図等)

第44条 委託者は、受益者が交換請求口数の振替受益権をもって前条第1項の請求を行い、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の振替受益権から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

- ② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。
- ④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。
- ⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証

券に係る振替の請求および金銭の交付を行うものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第4項に掲げる交換の請求を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。

- ⑥ 委託者は、交換請求の受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(受益権の買取り)

第45条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
  2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
- ② 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。
- ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前2項の規定により受益権の買取りを行うときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第1項から第3項の規定を準用します。

(信託契約の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権（第53条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の一部を受益権と交換することにより2023年2月6日以降に受益権の口数が5万口を下回ることとなったとき、または、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
  2. 対象指数が廃止された場合
  3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第52条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更ま

たは併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

信託契約締結日 2020年2月5日

(附表)

1. 約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」とは、次のものをいいます。  
株式会社日本証券クリアリング機構

 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント